

決算審査特別委員会

平成29年9月13日

午前9時 開議

於 斑鳩町第一会議室

議長

伴 吉 晴

委員長

宮 崎 和 彦

副委員長

小 村 尚 己

出席委員

小 林 誠

平 川 理 恵

坂 口 徹

濱 眞 理 子

奥 村 容 子

理事者出席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

面 卷 昭 男

同 次 長

谷 口 智 子

総 務 課 長

仲 村 佳 真

財 政 課 長

福 居 哲 也

健康福祉部長

黒 崎 益 範

同 次 長

加 藤 恵 三

生活環境部長

植 村 俊 彦

国保医療課長補佐

田 口 昌 孝

同 係 長

富 井 千 晶

環境対策課長

栗 本 公 生

同 課 長 補 佐

峯 川 敏 明

住 民 課 長

浦 野 歩 実

同 係 長

小 澤 香 代 子

都市建設部長

谷 口 裕 司

建設農林課長

上 田 俊 雄

同 課 長 補 佐

井 戸 西 豊

同 課 長 補 佐

手 塚 仁

都市整備課長

松 岡 洋 右

同 課 長 補 佐

関 口 修

下水道課長

寺 田 良 信

同 課 長 補 佐

田 口 三 十 士

上水道課長補佐

猪 川 恭 弘

会 計 管 理 者

藤 川 岳 志

教委総務課長

安 藤 晴 康

同 課 長 補 佐

岡 村 智 生

同 係 長

田 中 弘 二

同 係 長

田 本 奈 津 子

生涯学習課長

中 原 潤

同 参 事

井 上 貴 至

同 課 長 補 佐

平 田 政 彦

議会事務局職員

議会事務局長

真 弓 啓

同 局 長 補 佐

大 塚 美 季

(午前9時00分 開議)

○宮崎委員長 おはようございます。

一昨日に引き続き、それでは、決算審査特別委員会を再開いたしたいと思います。

それではまず、私のほうから2点ほど注意したいんですけど、委員さんのほうは挙手されますけども、ちょっと声を上げて、委員長とっていただいて、そうしないと見過ごすときありますので、皆さんの意見を聞き逃してしまうと思いますので、その辺の注意と、あとは質問を簡潔にさせていただきたいということで、よろしくお願ひします。議事進行、また、協力よろしくお願ひいたします。

それでは、生活環境部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 おはようございます。

それでは、第2款 総務費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要について、説明をいたします。

失礼して、座って説明をいたします。

主要な施策の成果報告書の55ページをお開きいただきたいと思います。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。

そのうちの人権の擁護についてでございます。人権相談の実施につきましては、斑鳩町の人権擁護委員により毎月1回開催をいたしました。また、無料法律相談の実施につきましては、奈良弁護士会の弁護士によりまして毎月3回開催し、157件の相談を受けたところでございます。

次に、56ページからの住民と行政の協働によるまちづくりでございますが、そのうち57ページの行政相談の実施につきましては、行政相談員により毎月1回を開催いたしました。行政サービスや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知などを行ったものでございます。

次に、67ページの第8目 交通安全対策費のうち放置自転車の防止についてでございます。JR法隆寺駅周辺での放置防止指導及び放置自転車等の移送、保管、引き渡し業務を実施いたしました。平成28年度における放置自転車等の移送は、放置禁止区域内で12台、放置禁止区域外で6台、合計18台でございました。

次に、68ページの第9目 自転車等駐車場運営費であります。JR法隆寺駅北口自転車等駐車場の利用状況でございますが、平成28年度では、一時預かりで、前年度よ

り3, 118台少ない22, 253台、また、月極め預かりも、前年度より184台少ない4, 942台の利用となったところでございます。少子高齢化とともに、健康志向への流れや自動車での送迎など様々な要因により自転車等による駅の利用者が減少しているのではないかと考えているところでございます。

次に、75ページから77ページにかけての第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。

まず、75ページの行政の情報化の推進といたしまして、マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストアにおいて住民票などの証明書の交付を受けられる証明書コンビニ交付サービスを導入いたしまして、平成29年、ことしの2月1日からその運用を開始いたしております。

また、住民基本台帳事務、戸籍事務、さらに、76ページの印鑑登録事務などの各種登録や証明書の交付事務等につきましては、正確で迅速な事務処理を行うとともに、親切な窓口対応に努めてまいりました。

また、その同じページ、住民基本台帳ネットワークの運用といたしましては、平成27年10月から開始されましたマイナンバー制度に基づき、マイナンバーカードの発行を順次進めており、平成28年度末の累計で、2, 827枚、約10%の交付率となっているところでございます。

さらに、77ページの住民窓口の充実といたしまして、西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩において各種証明書の交付サービスを行っておりますが、本サービスにつきましては、証明書発行システム機器の賃貸借契約期限であります平成29年度末をもって終了する予定でございます。なお、自動交付機による証明書につきましては、本年6月末をもって終了いたしております。

以上で、第2款 総務費のうち生活環境部が所管いたします決算の概要の説明といたします。何とぞよろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 まずは、67ページの放置自転車の件について、お伺いします。放置自転車の、この移送ですとか引き取りとか処分、それから保管っていう分ですけども、ちょっと流れについて教えていただきたいのと、処分っていうのがどのようにされるのか、それから保管っていうのはどんな形でされるのか、教えていただきたいんですが。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 放置自転車の対策についてであります。平成9年度に斑鳩町自転車等放置防止に関する条例を創設をいたしました。特にJR法隆寺駅周辺、大体200メートル範囲を放置禁止区域に指定をいたしました。そちらに駐車された自転車あるいは原付バイクにつきましては即刻移送できるという条例であります。また、それ以外、法隆寺駅以外の地域で自転車を放置された場合、2日間の警告札を張った後、移動が認められなければ移送、保管ができるという条例であります。

そして、法隆寺駅周辺につきましては、1日に、駅周辺、禁止区域を2周、シルバー人材センターに委託をいたしまして、直接指導、あるいはもう既にとめられている自転車につきましては役場のほうに通報いただくと。そして、役場のほうで職員が移送、とりに行きまして移送すると。役場の駐輪場で保管をしているという状況であります。

そして、保管後ですね、警察等に盗難届が出ていないか、また防犯登録から所有者を割り出しまして、あなたの自転車は役場で預かっていますという通知をさせていただいております。ただですね、その所有者が特定できない場合も多々ございます。そうした場合につきましてはですね、60日間保管をして、それでも所有者があらわれない場合は、処分ができるという条例になっております。その条例に基づきまして、60日を経過した自転車については処分をしているというところであります。

処分の方法につきましては、もう全く自転車として、パンクをしているとか、古い型の自転車っていうのは不燃ごみとして処理をしているんですけども、まだまだ自転車として機能が使える、果たせるものにつきましては、さらにですね、4か月間、半年間、役場のほうで保管をいたしまして、所有権が移転をした後ですね、公用自転車として使用して、近くの現場に行くときにはその自転車を利用して行っているという事業でございます。以上です。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 詳しくありがとうございます。駅の周辺の、駅のところにとめているのは、もうすぐに持って帰るということですね。そうしたら、この表にあります移送っていうのがその持って帰ってきた分で、引きとりっていうのはとりに来た分ですね。処分っていうのは、この13台っていうのについては、先ほどおっしゃったように、駐輪場っていうのか、にとめておいて、とりに来るのを待っているけれども、まずは60日置いておいて、不燃ごみの分は処分する。乗れそうなのはさらに4か月置いて、所有権がかわったら公用自転車として使ったりをするということやけど、これ、平成27年度は25台、

そして28年度は13台っていうのが処分ってなっていますけども、構成というのはどうなんですか。今おっしゃった一番長い、6か月たってまだ乗れるから使える状況なのか、もう本当に不燃ごみに回すっていうか、そういうもののほうが主なのかっていうのは、いかがですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 13台、ことし、28年度処分しておりますけども、公用自転車として使ったのは2台でございます。あとは処分しております。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 その下の保管台数っていうのは、これは、じゃあ、どれに当たるんですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 28年度末でまだ60日を経過していない自転車は、年度がかわっても保管をしているということでご理解願います。

○宮崎委員長 よろしいですか。

濱委員。

○濱委員 そうしたら、その次は、68ページの町営自転車の預かりのことについて、お伺いします。ここに表がありますけれども、一時預かりと、それから月決めの預かりの合計、相当な数になりますけれども、この数を1日に何台くらいとまるのか、とめているのかというようなことで割り戻したら、そんなにたくさんではないように思うんですけども、どうなんでしょうか。ごめんなさいね。この数を一時預かりと月決めの分で合わせると、1日に100台ほどになると思うんですけども、その1日の分を自転車預かりで営業されているとするならば、何人くらいで見てくださっているのかと、朝早くから多分夜遅くまで見てくださっていると思いますので、その時間も教えていただきたいです。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 駐輪場の運営についてでございます。駐輪場の運営につきましては、斑鳩町身体障害者福祉協会にその運営を委託をしております。1日5人で従事されております。現行ではですね、事務所が2か所ございまして、1日8時間勤務で4名の従事者が必要になります。そして、朝夕4時間ずつ、また、繁忙時間帯に1名の整理の従事者がおりますので、1日5名でございます。そして、運営の時間については午前6時から午後10時まで、年間通して365日、毎日運営をさせていただいているところであります。以上です。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 そうしたら、この委託料は、身体障害者のところをお願いをするということだったら、もうずっと続けてお願いをしているってということですか、毎年。その辺はいかがなんでしょうか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この自転車等駐車を開設いたしましたときには、社会福祉協議会に委託をしておりました。社会福祉協議会のほうで身体障害者福祉協会のほうで運営をされていたので、実質、身体障害者福祉協会がこの開設時からずっと駐輪場で従事をされているということになります。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ページを追っていっていますので、すみません、75ページです。コンビニでマイナンバーカードで各種証明書とか住民票とかがとれるということですがけれども、今現在でカードをお持ちの方はこの後のほうに出てくる数字だと思うんですけども、まず、何人で何%になるのでしょうか、お答えください。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 マイナンバーカード、8月末現在で3,364枚、11.9%の発行率となっております。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 コンビニ、全国でとれるということですがけれども、実際にコンビニで発行された枚数というか、利用になった人数で、そのうちコンビニでの、町内のコンビニなのか、町外のコンビニなのかという数はわかりますか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 今のところですね、町外で利用されている割合は大体30%ぐらいになっております。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 何に対する30%ですか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 利用がですね、4月から8月、309件利用がございまして、町外の利用が100件となっております。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 そうしたら、町内が200ということではないんでしょうか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 はい、そのとおりでございます。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 このコンビニ交付サービスのところで、いろいろな決まりごとというのがありますけども、利用時間は確かに6時半から夜の11時までできるということで、それからメンテナンスと年末年始が使えないっていうふうには書いてありますね。

この中でね、ちょっと気になったのは、暗証番号を忘れたときには窓口に来てもう一度ちゃんと手続きをしてくださというふうになってはいますが、例えばとりに行ったけど暗証番号がわからなかったのが金曜日の役場が閉まった後であったら、結果的には随分と後に必ず役場に来なくちゃいけないというようなことでね、何も、いつ何時、どこでもすぐに絶対とれるっていうわけではないんだと思います。

それと、人口からすると、この発行枚数っていうのはなかなかまだまだというか、大変少ない数に対応している、投資の割には、その恩恵というか、便利やからということでそこで発行されているっていうことについてはね、疑問があると私は思います。

それで、町内で200件くらいということですが、町内だったらコンビニもまあまあたくさんありますけれども、役場に来なくてもできるということだけでも、じゃあ、役場までとりに行くっていうことと、そう時間的にはね、変わらないような部分もあると思うんです。それから、全国でということになりますと大変便利なように聞こえますけれども、実際にはコンビニでのサービス、投資の割には、回収というか、使われていないのが現状だと思います。

私は、マイナンバー制度自身に、このコンビニのサービスも含めてですけど、セキュリティの点ではまだまだ心配なところが多い中で、ほかの市町村に先駆けて斑鳩町が、そこまでしなくてもいいんじゃないかっていう意見を持っております。その分また、メンテナンスのこととかの等で自動の分をなしにしたっていうけれども、コンビニがそれに何もかもとってかわってサービスが受けられるということはないと思います。

○宮崎委員長 濱委員、すみません、質疑の途中で失礼ですけど、質疑が何か、ちょっと簡潔に言っていただけますか。

○濱委員 はい、申しわけないです、すみませんね。

新しいサービスで、宅配っていうか、届けてくださるサービスもね、始まって、そのことについては、私は評価をしているんです。ですけど、そういう制度がもっともっと充実っていうか、できるならば、本当にこのコンビニでどこでもとれるっていうのは不

必要じゃないかなというふうな意見を持っています。

結構です、このことについては。

ほかの方はないんですか。

○宮崎委員長 濱委員、勝手に声、上げないでください、委員会ですから。

ほか、ございませんか。

小村委員。

○宮崎委員長 小村委員

○小村委員 今と同じ75ページのコンビニ交付サービスなんですけれども、確認なんですけれども、これ、この決算で出ているこの4,000万が初年度のお金ですね。次年度以降、ことしからはどれだけかかっているのかっていうのを確認でお教えいただきたいと思います。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 この決算書に上がっております金額は初年度の導入費用となっております、29年度につきましては約400万円の運用経費がかかっております。

○宮崎委員長 小村委員

○小村委員 そうしたら、これからも400万円ずつ年間かかっていくという理解でいいのかなと思うんですけれども、今やはりこのマイナンバーの交付率が11.9%ということで非常に低い交付率になっていると思うんですけれども、総務省のほうもポイントカードとかいろいろ努力されると思うんですけれども、私、聞いていると、斑鳩町でも、住民の方が行ったら、マイナンバーつくったほうがいいですかって言いに行くと、まだ必要ないんじゃないですかというような受け付けをされたという人がいてるんですけど、斑鳩町としては、このマイナンバーの交付に対しては前向きにしていくということによるしいんですか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 住民の方がまだつくらなくてもいいというのは、多分、当初来られた方にはそのような対応を実際しておりました。しかしながら、やっぱりコンビニ交付サービスが始まりますということが決定しましてからは、ぜひ皆さんつくってくださいということでご案内はしている状況でございます。ですので、マイナンバーカードにつきましては、普及促進っていうのは今後も図っていくところでございます。

○宮崎委員長 小村委員

○小村委員 斑鳩町としては、初めからこのマイナンバーカードを交付することに賛成で

はなかったんですか。今の答弁だと、初めのほうは別にどっちでもいいけど、このコンビニサービスが始まったらつくってくださいよって言ったふうに聞こえるんですけど、その点、いかがですか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 すみません、誤解を与えるような言い方をしてしまいました。

当初、カードの交付が始まったときはですね、システムのトラブルとかが続いておりまして、申請していただいてもなかなかカードができない、3か月、4か月待っていただかないといけない状況にございましたので、まだ、確定申告ですね、e-Taxなどで利用される方についてはマイナンバーカードをつくっていただくと便利ですよというご案内はさせていただいておりましたけれども、システムが通常に動くようになるまでは積極的な周知はしていなかったということでございます。

○宮崎委員長 小村委員

○小村委員 今ので納得はさせていただいたんですけども、この交付率が11.9%っていうのがなかなか低いので、今のこの初年度の導入費を単純に割ったら、1人当たり、1件当たり1万2,000円の経費がかかっている、400万やったら、ちょっと今計算していませんけど、どれくらいの数字になるのかなっていうところもありますので、まずは交付率をしっかりと上げていただくご努力をしていただけたらなと思います。以上です。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

平川委員。

○平川委員 77ページのこの自動交付機による証明書というのは、これはパゴちゃんカードでの利用ということですか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 はい、そうでございます。パゴちゃんカードを利用して、役場に証明書の自動交付機を1台置いておりましたので、その分がここに上がっております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 パゴちゃんカードの発行枚数、76ページで、累計で、28年度、2万6,133枚ということで、今の現時点のこの状況だけを見ると、そのマイナンバーに切りかわったことによって、逆に自動交付機のサービスがなくなったっていうことで利用しにくくなったっていうふうにこの数字だけを見ると感じるんですけども、今後の見通しとして、パゴちゃんカードと同等、それ以上の効果が見込めるというふうに、今はそ

ういう方向で進めておられるという、どういうことですかね。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 このパゴちゃんカードにつきましては、印鑑登録証を兼ねておりますので、印鑑登録をされた方には全てパゴちゃんカードという形で今までお渡ししてまいりましたので、このような2万6,000件という枚数になっております。実際にパゴちゃんカード、これ、累計で書いておりますので、実際、今現在使われている枚数としては、大体1万2,000枚から1万3,000枚ぐらいというふうになっております。

マイナンバーカードにつきましても、このパゴちゃんカード、今まで累計で発行していた枚数と同じくらいを目標として発行してまいりたいというふうに考えておりますので、自動交付機と同じぐらいの利用率というのをコンビニ交付でもしていただけるように周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 それでは、第3款 民生費のうち生活環境部が所管いたします決算の概要について、説明申しあげます。

失礼して、座って説明をいたします。

まず、主要な施策の成果報告書81ページでございます。第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費のうち、82ページの国民健康保険の充実の国民健康保険事業への支援についてでございます。国民健康保険事業特別会計に対しまして、法令の定めにより、人件費及び療養給付費に係る町の負担など2億4,483万6,800円を繰り出したほか、施策上における介護納付金分の赤字補填1,534万2,617円を繰り出し、合計で2億6,017万9,417円の支援をいたしたところでございます。

次に、第2目の国民年金事務取扱費でございます。法定受託事務として、国民年金の申請・受付・相談などを行いまして、年金制度への理解と受給権の確保に努めてまいりました。

次に、86ページから87ページにかけましての第5目 医療対策費でございます。福祉医療の充実といたしまして、老人医療費の助成、子ども医療費の助成、心身障害者医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成、重度心身障害老人等医療費の助成、精神

障害者医療費の助成、また、未熟児養育医療費の給付を引き続き行いまして、それぞれの対象者の医療費の負担軽減を図りました。なお、子ども医療費につきましては、平成28年8月診療分から、奈良県の補助が小中学生の通院費用までその対象を拡大されたところでございます。

次に、88ページ、第6目 人権対策費でございます。人権問題に関する啓発や職員研修等に要する費用を支出いたしました。街頭での啓発や人権に関する講演会を開催するなど人権啓発活動に努めるとともに、市町村啓発連協の研修を初め各種人権研修に参加したところでございます。

次に、95ページの第11目 後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療制度への支援といたしまして、後期高齢者医療の運営に必要な事務経費のほか、保険基盤安定繰出金として後期高齢者医療特別会計に繰り出し、制度の安定的な運営を支援したところでございます。また、広域連合が行う給付等に係る費用につきましては、市町村の負担割合である12分の1に相当する額を療養給付費負担金として広域連合に支出いたしました。

最後に、96ページの第12目 旧老人保健医療給付費でございますが、予算の執行はございませんでした。

以上で、第3款 民生費のうち生活環境部が所管いたします決算の概要の説明といたします。何とぞよろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

濱委員。

○濱委員 88ページの人権問題の啓発というところで、町民集会を開催をしていただいたんですけども、合計の金額でなくって、予算から見ると講師謝金が3万円の予定のところは2万円になっているのも何か理由があったのかなと思いますのと、それから、その分もあわせて、使用料がプラス3万円になっているっていうのは、何か予定外の動きがあったんでしょうか、教えてください。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 まず、講師謝金が3万円の予算で2万円ということですけども、講師を選定するに当たりまして、今回については、奈良県人権教育推進協議会の事務局次長さんということもありましたので、3万円の予算を確保させていただいておりましたが、2万円をお願いしたところでございます。使用料につきましては、当初、役場の中央公

民館を使用する予定だったんですけれども、日程の都合によりまして、中央公民館がどうしても利用できないということがございましたので、いかるがホールの小ホールを利用したことにより使用料が発生しております。以上でございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。何か講師の方には申しわけなかったですけれども、それでよかったんですね。中央公民館からいかるがホールになったということも了解いたしました。

同じこの中でね、ことしは部落解放研究集会の全国大会が奈良県であるので、その分の3,000円の支出がありますというふうに予算のときにお聞きしたんですけども、全国部落研の全国の負担金が4万円っていうのは、これはずっとこれから先も支払い続けるということですか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 先ほどおっしゃられました、奈良県のその全国大会があるために、4万円というのはその全国集会への参加負担金で、1人4,000円の10人分でございます。3,000円といいますのはまた別でございますして、奈良県人権部落解放研究集会というのが毎年開催されております。それに参加するための負担金でございますして、これは今年度についても予算計上してございまして、1名参加する予定でございます。

全国集会につきましては、たまたまといいますか、奈良県で開催されたために昨年度は参加させていただきましたが、今年度については予算計上はしておりませんし、今後参加の予定はございません。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました。そうしたら、その全国大会が奈良県であったので、10の方が参加されたというふうに理解したらいいんでしょうか。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 はい、そのとおりでございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 特定の団体にこういった形で、4万円はこの年度限ってですけれども、毎年そこに負担金として、3,000円ですか、続けていっているというのは問題があると私は思います。

いいですか続けて。

すみません、よろしいです。結構です。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 87ページのひとり親家庭の医療費の助成なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですけど、このひとり親の定義っていうのは、実際に戸籍上ひとり親になっているということが対象になるのか、家族構成っていろいろ複雑で、例えばDVだったり虐待だったりということで実質的には生計をともにしてないけれども、ひとり親で家庭を営んでいるっていうようなケースとかいろいろなケースがあると思うんですけども、この斑鳩町で運営されているこのひとり親の家庭の医療費の助成っていうのは、どういう認識でひとり親というふうに定義づけて運営されているんでしょうか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 基本的には、父子家庭あるいは母子家庭ということでございます。さらに、その婚姻関係のなかった夫婦の間で生まれたお子さんでその婚姻関係のなかった配偶者と同等の方が亡くなられた場合も、母子、父子家庭と同様にこの制度では取り扱っております。また、当然、ご両親がいないという、父母がいない場合でありますとか、ご両親がいなくておじいさん、おばあさんらと住んでいるというところのお子さんに対しても対象を広げております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、いろいろな事情で母子では生活はしているけれども戸籍上はまだ残っているという場合は、母子家庭とか父子家庭っていう扱いはしていないということですか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 戸籍上残っているっていうか、どちらかが亡くなられているとか、離婚されているとかいうことで、例えばお父さん別のところにおられるとか、そういうのは対象にはなりません。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 別のところにおられるっていうのも、例えば単身赴任で行っている、別に住んでいるけれども、単身赴任なのであれば当然、家庭に対しての生活費っていうのはきちんと、家族として営まれていると思いますけれども、例えばDVとかで、もうとにかく身の周りの物を持って生活を分離していて、しかも居所もわからないようにしていて、実際生活費も入ってこない、だけど籍は残っているっていう場合に、ひとり親という扱いにはならないんですかね。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

- 植村生活環境部長 DVとして認定されている場合について、それでお母さんとお子さんがそこから逃げて斑鳩町に来られたという場合につきましては、この制度を適用させていただきます。
- 宮崎委員長 平川委員。
- 平川委員 とすると、例えばいろいろな事情で離婚協議中で、だけど調停を申し立てていたり裁判中だったりとかっていうことで、離婚の意思はあるけれども実際は離婚ができていないという形で母子だったり父子だったりという場合は、適用はないという考えですか。
- 宮崎委員長 植村生活環境部長。
- 植村生活環境部長 おっしゃるとおりで、それは適用はしておりません。
- 宮崎委員長 平川委員。
- 平川委員 それはもう、全国的な傾向なんですか。
- 宮崎委員長 植村生活環境部長。
- 植村生活環境部長 医療費の助成というのは、それぞれ県単位であったりとか、市町村の制度ですので、全国的な傾向というのはちょっとわかりませんが、奈良県の補助制度の中では、今言うたとおりの取り扱いをしているということです。
- 宮崎委員長 平川委員。
- 平川委員 わかりました。ちょっと前々から、いろいろなひとり親の制度って福祉の分野でもあるので、その場合にどういう運用をされているのかなってというのが少し、ちょっと気がかりでしたので。また福祉のことは、また機会があれば福祉のほうでお伺いしますけれども、できれば実態に即した形でできないかっていう、ほかの状況を見ながら研究をしていただきたいなと思いますので、そのあたり、要望させていただきます。ありがとうございます。
- 宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。
- 小林委員。
- 小林委員 86ページの老人医療費の助成についてです。平成26年、27年、28年と比べますと、平成28年だけ受給件数が多いという中でですね、当初予算でいくと、予算700万、平成28年の実績で多いので、どういう理由でこうなったのか、教えてください。
- 宮崎委員長 植村生活環境部長。
- 植村生活環境部長 この老人医療費制度につきましては、現在、対象がですね、平成2

6年度であれば19人であったのが、今回、平成28年度であれば31人というふうにあふえてきておりますので、支給件数とかがふえているというのは対象人数があふえてきたということなんですけれども、ちょっと、医療費ということですので、予算との兼ね合いで申しますと、なかなかちょっと予測がつきにくいということで、実際のところ、この金額で補助させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 参考に、ことしの当初予算、何ぼでされていましてかね。

すみません、決算委員会ですので、結構です。

○宮崎委員長 また後ほどわかったら。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 すみません、後で報告させていただきます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 それでは、第4款 衛生費のうち生活環境部が所管いたします決算の概要について、説明申しあげます。

失礼して、座って説明をいたします。

まず、主要な施策の成果報告書の104ページ及び121ページから136ページでございます。

まず、104ページの第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございます。

職員の人件費、西和衛生試験センター組合の運営に要する費用が主なものでございます。

なお、西和衛生試験センター組合につきましては、一定の役割を終えたことから、平成28年度末、平成29年3月31日をもって解散されたところでございます。

次に、121ページ、第5目 狂犬病予防費でございます。狂犬病予防法に基づきます犬の登録業務及び狂犬病予防注射済票交付業務等を行ったところでございます。

次に、同じページの第6目 火葬場費でございます。火葬業務や火葬施設の日常的な維持管理に要する費用を支出いたしました。また、火葬場周辺の環境整備にも努めてきたところでございます。

次に、122ページから124ページまでの第7目 環境対策費でございます。環境

教室の開催、地球温暖化防止事業、竜田川流域生活排水対策推進会議の運営、環境保全推進委員の活動、ISO14001の推進などに要する費用について支出いたしたところでございます。

122ページから123ページの環境共生まちづくりの推進についてでございます。

まず、環境保全推進委員活動の支援でございますが、環境保全推進委員を各自治会に1名ずつ委嘱し、ポイ捨てや不法投棄、ペットの飼い方マナーなど身近な環境問題の解決に向けて活動していただきました。なお、平成29年3月31日をもって第10期環境保全推進委員の2年間の任期が満了し、平成29年4月より、新たに第11期環境保全推進委員を委嘱したところでございます。

次に、ISO14001の推進でございます。平成28年度におきましても、5期目登録の2年次定期審査を受審したところ、当町の環境マネジメントシステムは前年度よりも向上しているとの評価を受けたところでございます。

次に、123ページの地球温暖化の防止では、地球温暖化防止に関する活動、情報発信などの事業を展開している斑鳩町地球温暖化対策地域協議会、通称エコるがの活動を引き続き支援してまいりました。

次に、123ページから124ページにかけての環境保全対策でございます。住民生活の安心安全、良好な生活環境を守るため、124ページでございますが、公害指導の実施、空き地の適正管理、スズメバチ被害防止の支援などの事業に引き続き取り組んでまいりました。

次に、125ページからの第2項 清掃費でございます。

まず、125ページの第1目 清掃総務費では、職員の人件費や美化推進に要する費用について支出いたしました。ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識の向上を図るため、クリーンキャンペーンの実施や環境パトロール時に啓発広報を実施したところでございます。

次に、125ページから135ページまでの第2目 塵芥処理費でございます。リサイクル処理委託、ごみ処理委託、ごみ減量化推進、資源物集団回収奨励金交付事業、衛生処理場の維持管理・運営、バイオマス利活用の推進、ゼロ・ウェイストの推進、衛生処理場焼却棟解体撤去工事などに要する費用について支出したものでございます。

133ページから134ページにかけてのごみ排出状況でございます。そのうち134ページのごみ処理の状況の種類別では、可燃ごみは、平成28年度は前年度から約91トン減少しており、不燃ごみから小型家電までは、それぞれ1トンから13トン減少

しております。また、ペットボトル、食品トレイにつきましては微増となっており、生ごみにつきましては、分別世帯数が前年度より1,321世帯ふえたことにより前年度より約44トンの増加となり、枝葉・草類につきましても、分別が徹底されたことから前年度より約66トン増加しているところでございます。平成28年度の総量は、前年度より14.8トン少ない6,384.7トンとなったところでございます。

このような状況から、133ページ下段でございますが、ごみ排出量状況の住民1人当たりのごみ排出量は、前年度から9グラム少ない746グラムとなりました。国民1人当たりあるいは県民1人当たりの量でございますが、いずれも平成27年度値でございますが、国民1人当たりでは、1日当たり939グラム、奈良県民1人当たり、1日当たりは926グラムでありまして、それと比較いたしまして、当町は依然低い排出量で推移しているところでございます。

また、134ページのごみ資源化の状況でございますが、平成28年度は前年度から1.2ポイント上昇の54.9%となっており、全国の市町村の平均資源化率、これも27年度値でございますが、20.4%、また、奈良県の市町村の平均資源化率15.5%と比較いたしましても、高水準となっているところでございます。

こうした中、少しページお戻りいただきたいんですが、131ページから132ページのゼロ・ウェイストの推進でございます。平成29年中にもごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めることを町の決意として広く内外に公表するゼロ・ウェイスト宣言を行うこととし、平成28年2月25日に、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会に斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）を諮問いたしまして、5回の審議を経て、平成29年1月27日に答申がされたところでございました。ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくり、ゼロ・ウェイストの取り組みは、住民、事業者の理解、協力、行動が不可欠なことから、ゼロ・ウェイストの考え方を普及するため、各イベント時でのPR活動、説明会や座談会の開催、定期的なニュースレターの発行など普及に努めたところでございます。

なお、審議会の答申内容をもとに斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言、愛称でございますが、斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言をまとめまして、平成29年の5月8日の町議会におきまして、満場一致でご可決いただきまして、全国の自治体で4番目のゼロ・ウェイスト宣言制定のまちとなったところでございます。

最後に、135ページから136ページの第3目 し尿処理費でございます。職員の人件費、鳩水園の維持管理・運営、し尿の収集、浄化槽の設置補助などに要する費用を

支出いたしました。

まず、135ページからのごみ・し尿処理では、施設からの放流水につきまして、オゾン処理装置による高度処理及び脱窒素処理などを行い、水質防止に努め、適切な施設運営を行いました。

次に、136ページの、合併処理浄化槽の設置補助では、平成28年度におきましても引き続き合併処理浄化槽設置者に対しましての補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理について、広報紙等を通じましてその啓発に努めたところでございます。

以上、第4款 衛生費のうち生活環境部が所管いたします決算の概要の説明といたします。何とぞよろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について、質疑をお受けいたします。

奥村委員。

○奥村委員 121ページの第6目 火葬場費のことです。火葬場の利用状況ということでございますけれども、今後予想される高齢化率の上昇を踏まえて、将来的にこの火葬場の需要動向について、町としてはどのように分析をされておられるか、お聞きしたいと思います。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 斑鳩町営火葬場につきましては、火葬炉が3炉ございまして、火葬の受付時間は、通常、午前9時から午後6時までとなっております。当町の火葬場、1炉約2時間程度で火葬から収骨までができますけれども、炉内の清掃及びご遺体の到着あるいは収骨時にご遺族同志が交わることがないように時間設定をしております。この午前9時から午後6時までの受付時間内に最大8体の受け入れが可能となっております。仮にですね、毎日この8体の火葬があったとしても、年間2,900体近くの受け入れが可能ですが、当町の火葬件数につきましては、最近はやや増加傾向にございますものの、それでも年間260から280体の範囲で推移をしております。また、これまでもですね、平成9年3月にこの火葬場が稼働開始したんですけれども、1日の最大の受け入れの件数は4体となっております。そういうことを考えましたらですね、希望するお時間に火葬できるかどうかという問題は別として、現在の3炉でですね、十分対応できるのではないかと考えているところであります。

○宮崎委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。

そしてですね、将来的な財政状況を踏まえまして、火葬場の施設を持続可能な限り継続的にこれから使用していける状態にすることが望ましいというように考えておりますけども、今後、どのような方向性でこの火葬場の、継続的に使用していけるようにされていくか、その辺はいかがでしょうか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 町営火葬場につきましては、先ほども申しあげましたように、平成9年3月に稼働開始して、現在、20年目を迎えている施設でございます。その間ですね、毎年、炉前あるいは火葬炉本体、電気計装等々ですね、火葬炉全体の保守点検、これ、年3回、4か月に1回、継続的に実施をしております。特にですね、直接炎や熱風の影響を受けます炉内あるいは台車などにつきましては定期的な耐火物の補修、あるいは電気集じん機の点検、補修なども定期的に行っております。また、自動運転のために必要なプログラムを送信するシーケンサー、プログラマーですね、そういった電気計装の交換なども順次行ってきているところであります。

その結果、これまでの19年間につきましては、突発的な故障によります、数体、火葬ができずにですね、他市町村の火葬場に火葬をお願いしたというケースは数体ございますけれども、大規模な、長期間にわたりですね、休館しなければならないような大規模な故障はこれまでは発生をしていないところであります。

しかしながらですね、ごみ焼却施設も同じなんですけども、20年を経過したころからですね、故障箇所であるとか、あるいは施設の中でも中心的な部分の故障が起こりやすいというふうに言われておりますので、保守点検業者あるいは火葬業務の委託業者とも連携を密にして、計画的に保守整備を行っていきたいというふうに考えているところであります。

○宮崎委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。これからはいろいろな皆さんがそこに、親族の方も参加されると思いますけども、皆さんが安心して、斑鳩町でこうしてさせていただいてよかったって言えるように、よろしく願いいたします。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 すみません、同じ火葬場のことでお尋ねいたします。毎年の点検だとか改修だとかでどんどんとよくなっていっているんだと思うんですけども、新たに入れかえをしたということで、火葬場の施設で、その火葬場ということだけでなくって、例えば騒音

であったりとか、においであったり、煙であったりとか、そんなようないろいろな要素がやっぱり周辺の方にご迷惑をかけているからというので周辺対策ということが同じところにあるんだと思うんですけども、炉ですとか、設備はどんどんとよくなっていっているんでしょうか。そこを教えてください。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 炉そのものとか設備そのものは入れかえておりません。例えばその設備の中の耐火レンガを入れかえているとか、そういったことはしていますけども、新しい最新の設備を入れかえたとか、そういったことはございません。

ただ、平成9年3月に竣工いたしました火葬場につきましては、最新の性能を持って、煙も上がりませんし、においも周辺にしない設備になっております。

○宮崎委員長 濱委員。

○奥村委員 ありがとうございます。そうしたら、設置当初から同じような状況で推移してきたということですね。

そうしたら、その周辺対策っていうのは、予算のときの説明で、東里の道路の4事業をこれに充てますっていうふうに聞いたんですけども、その補償っていうか、について、何を、今度だったら道路の4事業をしてほしいとかいう、そういう町とのやりとりっていうのは、地元の方と行って決めていっているんですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この平成9年に稼働いたしました火葬場につきましてはですね、平成7年に地元と、火葬場建設に関するですね、覚書を締結しております。その中で上がってきた要望内容につきまして、年度ごとに事業を実施しているという状況であります。

こうした、火葬場であるとかですね、ごみ焼却場であるとか、そういった施設については、都市計画決定の際に地元の同意が必要となります。その地元の同意をいただく際にいろいろな要望が出てまいりまして、そして覚書を締結していると。そして、それに基づいて周辺対策事業をやっているということなんですけども、やはり町予算も限界がございますので、毎年ですね、自治会の役員の方と交渉させていただいて、優先順位を、要望が出ている中でも特にやってほしい要望順位を決めていただいて、それも単年施工ではなくですね、複数年で施工していただくと、できるだけ町財政の負担をですね、あまりかけないような方法で周辺対策事業をやっているところでもあります。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

平川委員。

○平川委員 124ページの公害指導なんですけれども、28年度、発生86件、解決86件ということなんですけど、具体的にどういう公害なのでしょうか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 28年度ですね、町に寄せられました苦情相談のうち、典型7公害と言われております大気汚染であるとか、振動、騒音ですね、そういったものについては14件、最も多かったのは大気汚染に関する苦情で、14件が大気汚染の苦情だったと、全てがですね、野焼きに関する苦情でございました。次に、騒音に関する件が8件、悪臭が5件というふうに、典型7公害の相談はそういった件数になっています。

ただですね、公害というよりは、ごみに関する、例えばどこどこに不法投棄がされているよ、誰々がごみの分別のマナーが悪いよといった苦情相談も寄せられていまして、そういったことが31件寄せられているところであります。

それぞれですね、苦情相談につきましては、直接指導を行ったり、巡視活動を行ったりして一定の解決を見ておりまして、継続して対応しなければならない事案は、今のところ、町ではないところであります。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 大気汚染は野焼きってということなんですけど、騒音、悪臭についても、これは事業活動に伴うものなのか、それともご近所トラブルみたいのところなのか、どちらですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ほとんどご近所のトラブルが原因です。テレビの音がうるさいとか、音楽を大きな声でかけているとか、そういった苦情が大半でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 あと、同じく124ページの空き地の適正管理なんですけれども、この指導というのは、どのような指導ですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 空き地の適正管理の指導なんですけれども、まず、斑鳩町のほうで空き地の調査を行いまして、平成28年度につきましても90件の空き地を町が把握しているという状況であります。そしてですね、年3回、現場を確認をいたしまして、適正管理状況を調査をし、適正に管理されていない場合、管理不全な状態の場合は、まず、指導助言ということで、郵送で申し入れをさせていただきます。あなたの所有地については草が繁茂していますよと、このままいくと他の生活環境に影響を及ぼしますよという

指導をさせていただきます。その件数が、これで言いますと109件という状況になっております。

平成28年度につきましてはですね、90か所のうち85か所までは少なくとも適正、年1回は草刈りをされて適正に管理をされていたのですが、5か所につきましては、残念ながら対応をいただけなかったところでもあります。

ただ、この5件につきましてもですね、周りに住宅がないとか付近からの苦情相談が寄せられてないということで、管理不全な状態ではあるんですけども、空き地の適正管理条例に抵触するような状況ではないということで、勧告であるとか命令までは行わなかったところでもあります。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 この町が把握している90件の所有者っていうのは、ほとんど町内の方なんですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ほとんどが町外の方です。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 あと、年3回の調査は町の職員の方が行っておられるんですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 はい、そのとおりでございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 引き続き適正な管理の指導に努めていただきたいと思います。

123ページの竜田川の流域生活排水対策推進会議の運営のところですけども、具体的にどういう活動に参加されているんですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 水遊びができる川づくりを目指しまして、竜田川流域のですね、生駒市、平群町、斑鳩町の1市2町が一体となりまして、生活排水によって汚濁が進んだ竜田川を浄化するために平成6年度に設立された会議であります。主な事業といたしましては、廃食用油の回収・リサイクル事業あるいは啓発活動の実施、河川の清掃活動などの事業を1市2町で継続的に展開をしているところでもあります。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 124ページの先ほどの空き地の適正管理というところがございますけれど

も、昨日、ニュース等で聞きましたら、国土交通省も、全国的に未登記で誰の持ち主かわからないという、そういう空き地があって、それをどういうふうに処分していくっていか、活用していくかっていうことで会議をされておったようですけれども、斑鳩町内では、継続的に登記されているとかいうことがなくて、誰が持ち主か完全にわからないというような空き地というのは存在するのでしょうか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 以前に開発された土地でですね、その残地といいますか、のり面が業者の所有で残っておったんですけども、その業者が倒産して、もう誰の持ち物でもないというようなところは1か所把握をしております。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 125ページの。ああ、125じゃないですね、すみません。資源物の、129ですか、リサイクルの件で、ちょっとほかのところにも関連しますけれども、できる限り回収をして資源としてっていうような対策を取り組んでおられるのは大変うれしいことですが、さっきちょっと言いかけて、125ページのところにね、ちょっと戻って下さいね、資源物集団回収の奨励ということで、雑紙の分別徹底等を促すためっていうことで書いてありますけれども、雑紙を集団回収に出す登録団体ということで、この登録団体の数が93っていうふうにありますけれども、これはもうもちろん、全町、全部には広がっていないんだと思うんですけども、それに登録していない自治会とか、登録をしていない自治会の方に対して、もっとこの回収のための働きかけをすべきだと思うんですけども、子ども会であったりとか、ちょっと老人会なのかどうかわかりませんが、自治会だったりとか、そういう登録団体の回収に出さずに、まだアルミ缶であるとかそういったものは、ペットボトルとかは町でも回収がされますけれども、そうでない新聞であったりとか雑誌であったりとか、そういったようなものをね、可燃物のときに出してしまわれるっていうところも目にすることがあるんです。だからその辺で徹底するのに、これからどうなのかなというふうに思うんですけども、難しいところですが、もっともっと回収率を上げるっていう点では、取り組みとかは計画されていますか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 今、集団回収の団体、こちらに記載されているように93団体が登録をされております。役場のほうの調査では、全くそういった登録団体がない自治会は

11自治会でございます。その11自治会につきましては、集団回収にかわりまして、町が毎月第2土曜日に、場所を決めていただいて、古紙・繊維類を出していただいて回収をしております。ということで、町内で全く古紙類を集めているところがない地域はございません。

ただですね、大体集団回収というのは1か月に1回ですので、お家で保管していくのが嫌やと、大変やって言われる方はおられます。また、自治会に入ってへんから自治会に出すのは嫌やって、出しにくいっておっしゃる方もおられます。そういったことです。ね、町内の公共施設5か所に、資源にかえる宝箱という名称で古紙類の回収専用箱を設けております。どうしても集団回収まで待てない場合は、そちらのほうに出してくださいというお願いをしております。

ということでですね、組成調査を見ましても、今、可燃ごみの組成調査、75%が生ごみで、25%が紙類です。その紙類のほとんどは紙おむつ類で、ほとんど新聞とか段ボールがまじっているのはもう数%です。かなり分別は徹底されている状況で、可燃ごみに混入されているのはもう非常に少ないというふうに判断をしております。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。よくわかりましたので、ありがとうございます。

続けてお願いをします。136ページのし尿のところですけども、一番上のところ。放流水の汚濁度って読むのかな、が、27年度が0.7だったのに、28年度が1.5って約倍になっている、この辺はどういうことなのか、教えてください。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 法の基準は5以下ってということで、それは順守をされています。ただですね、入ってくるものによりまして、その年度により、例えば飲食店のものがたくさん入ってきたり、スーパーのものがそのときに入ってきたりしている。やっぱり変動がします。そういった平均をとって1.5という、今、数字になっているので、環境基準はクリアをしていますので、町としては問題のない範囲で進んでいると。たまたま27年度がですね、入ってくるものがよかって低い数字になっているのかなっていうふうに判断をしております。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

小林委員。

○小林委員 私も121ページの火葬場の維持管理についてなんですけれども、今さっき、奥村委員のほうである程度教えていただいて、1日8体、365日、約2,900体は

いけるということなんですけれども、これから、これまでの実績ではオーケーということですね、なんですけれど、これから超高齢化社会、超多死社会に向けて、日本の数十年後には火葬場が足りなくなるっていうふうなベストセラーも、今、本屋さんで売られていますけれども、これまでの実績じゃなくてですね、今の人口を見据えて、数十年後にはこういうふうな火葬場、周辺地域で、広域で火葬場の利用とか、そういうような国の指針とかはですね、ないんですかね。ちょっと確認です。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 すみません、私の勉強不足かどうかわかりませんが、そういうのは示されたというのは、ちょっと記憶にございません。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 私のほうもちょっと探せていないんですけれども、本当にこれまでの実績で大丈夫なのかなというのがですね、先ほどの答弁で、365日、1日8体燃やせるということですね、ちょっと疑問に思ったので、確認をさせていただきました。

次に、122ページのですね、環境保全推進委員活動の支援についてなんですけれども、各自治会に1人の推進委員を任命するという事なんですけれども、これがですね、各自治会に1人の委員が本当に要るのかっていうことをずっと思っておりまして、担当課としてはですね、会えるまで毎日、毎日、訪問されて、ご苦勞、ご足勞かけておられますけれどもね、この環境保全っていう面で、他の手段と比較して実効性のある事業なのか、適切な成果目標を立ててですね、本当にそれがですね、ちゃんと、レポート提出していただいていますけれども、活動としてこちらが思っているような実績になっているのか、形骸化していないのか、ちょっと確認をさせていただきます。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 環境保全推進委員、地域のリーダー的な役割を担っていただいて、行政とのパイプ役となって、行政と地域とのよりよいパートナーシップを構築するために、この事業は平成9年度から実施をしている事業であります。当初はですね、町民体育大会の地区割り、23地区でですね、23人の推進委員の方がおられたんですけども、やっぱり自分の所属している自治会以外を循環して指導するのはですね、どうも抵抗があるというご意見が多く寄せられたことからですね、各自治会1名ずつの配置というふうにさせていただいたところであります。

これを取り組んだ成果なんですけれども、いろいろ、巡視活動を中心に、それこそ草の根的な活動をしていただいて、身近な環境問題を解決する1つの手だてとなっているの

はもうもちろん間違いないと思うんですけども、一番大きな成果はですね、この環境保全推進委員の方、今まで経験された方が延べ1,000人以上の方です。その方がですね、環境保全推進委員を引き受けて環境に対する意識がものすごく変わったといった感想を述べられています。それ、言ったら一番大きな成果なのかなって。そういったことをやっていただく方がどんどんふえていくことによってますます環境がよくなっていくのかなというふうに考えているところであります。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

伴議長。

○伴議長 ちょっと私のほうから1点。122ページのISOの14001、当町は続けておられる件なんですけど、私、自分の事業でもISO、非常に、特に審査前、非常に残業等で、非常に審査を受ける場合、時間がかかっているっっちゃうか、例えば私の場合は、そういうような条件で受注していかなあかんと、それが1つの基準になっているところがありますのでやっておるんですけど、行政として、当町では、審査前、残業とかそういうのはこのISO関係で行われておられますか。どうですか、状況は。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 審査前、その準備にですね、やっぱり1日、2日は残って準備をするということにはございますけども、もう当町、ISO14001へ取り組んだのが平成14年からでございます。もう事務のもう一部になっておりますので、残業してまでですね、記録をつくったりということはないというふうに考えております。

○宮崎委員長 伴議長。

○伴議長 結構そうすると、結構、日々、いろいろな形で記録をつけていかないと。ただ、ISOの審査の機に、指摘に入っていくと。結構、ということは、毎日の業務の中でISOに取り組んでおられる時間がやはりそこに入ってきていると、そういう考え方でええわけですか。どうしてもこれ、日々つけていかないとあかんの、私、よう知っていますので。そのあたり、どうですか。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ISO14001は環境を切り口にした規格になってはいますが、行政運営システムとしてもですね、十分使える機能であるというふうに考えています。当然、やはり行政運営をしていく上ではですね、やっぱり記録をとって、それを分析するということが必要ですので、ISOに取り組むからそういう。切り口はそういった切り口でやり始めましたけれども、今はもう行政運営として、当然記録をとっていかなあ

かん、それを分析していかなあかんっていうのはもう当然ですので、十分、それで対応できているというふうに考えています。

○宮崎委員長 伴議長。

○伴議長 他の自治体、行政も非常に、当初これに取り組んで、審査を受けてやられたところ、もう県内でも当町のみのような形にものすごく減っている。その辺の原因のうちゅうのは、やはりある程度システムがやれば、あとはこのISOを自分のところの、自主運営といいますか、そういうことで使っておられるところが多いんじゃないかと思うんですが、当町はそのまま審査機関でそのまま続けておられる。このあたり、どう思われますかね。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ISO規格で自主運営することは認められています。認められていますけども、やっぱりそれにはですね、内部環境監査には透明性を持たなければならぬと。透明性を持たすためには、内部監査が職員同志でやっているんじゃなくて、外部の専門家を呼んでくる、町民の代表を呼んでくるといったことで対応されます。そういったところにまた別の費用が、その町民の方を研修するための費用であるとか、外部の経験しておられる方を呼んでくるための講師派遣であるとか、いろいろな費用が要ります。当町はですね、もうISOの費用は審査を受けるだけの費用でありますので、仮にこれを自主運営しても、別のそうやって呼んでくる費用がかかるので、費用面からしたら同じかな。そうしたら、ゼロ・ウェイスト宣言をして、これから、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めていく上で、やっぱり環境の国際規格であるISO14001を取得しておくほうが、いろいろな国に対してもPRになるんじゃないかっていうふうに考えております。

○宮崎委員長 伴議長。

○伴議長 確かにおっしゃるゼロ・ウェイストを進めていく上に有益な部分というのはある、その辺は私もわかるんですけど、やっぱりこれだけぎょうさん、数の行政、自治体が加入されていたものが、やっぱり脱退、脱会されるというか、そこからは自主運営へかえられる、何か理由があると思うんですよね。本当にコスト面で同じなら、やはりそういうことにはなっていないんじゃないかなと、このように思うんです。

すみません、町長。町長、すみません、これ、14001は、これ、ずっと続けていくという、ちょっとその辺、お考えだけ、お願いします。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 これは平成14年からやってまいりまして、議会とか委員会でもいろいろと議論をされています。私はこの関係等については継続をしていきたいと思っております。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結いたします。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 申しわけありません。先ほど、民生費の小林委員の質問でございます。老人医療費の予算についてでございますが、平成28年度当初予算につきましては70万円、平成29年度の当初予算については90万円でございます。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 福祉医療の関係でいくとこの項目だけ、パーセントにすると大きくずれていました、当初予算と決算とずれていましたので、質問させていただきました。

ということはですね、65歳以上、70歳以上の非課税のこの制度に該当する人が、やっぱり今後、どんどん、どんどんふえていくという認識でいいんですね。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 その年齢層については、しばらくはふえていくと思いますが、またいずれにはピークを迎えて減少には転ずるというふうには思っております。

○宮崎委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 それでは、第6款 商工費のうち生活環境部が所管いたします決算の概要について、説明をいたします。

失礼して、座って説明をいたします。

主要な施策の成果報告書の144ページでございます。第1項 商工費、第1目 商工総務費のうち、消費者保護対策の充実としての消費者相談の実施についてでございます。毎週木曜日の午後、第4木曜日のみ午前と午後でございます、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設いたしまして、住民の方々からの複雑多様化する相談に対応するとともに、消費者被害の防止や消費者意識の向上に努めたところでございます。

以上で、第6款 商工費のうち生活環境部が所管いたします決算の概要の説明といた

します。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

小林委員。

○小林委員 この事業進められて、啓発されて、町にですね、例えば本当に斑鳩町民さんでもですね、数十万円、数百万円の被害に遭ったというか、相談、具体的な相談ってというのはですね、大体28年度どれぐらいあったのか、教えていただきたいと思います。

○宮崎委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 具体的な相談内容につきましては、消費生活相談員がおりますので、町のほうに具体的な、どういった相談があってどういった被害があったという詳しい内容までは、報告については、情報の保護という点もありまして、受けておりませんが、件数につきましては、28年度で69件の件数を受けております。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 斑鳩町の住民さんでも本当に数十万円、数百万円の被害に遭われる方って実際にいるのでびっくりしたんですけれども、そういう被害者を守るために、野洲市では何か、商工会、警察、社協とかですね、役場が連携して、協定結んで、情報の共有とかしながらですね、そういう該当者を未然に防ぐような、そこの地域のね、住民さんをね、そういう被害に遭わないような対策っていうのが取り組まれておりますので、また斑鳩町としても勉強していただきたいというふうに要望だけさせていただきます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○宮崎委員長 再開いたします。

次に、認定第3号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 それでは、認定第3号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別

会計歳入歳出決算の認定について、説明申しあげます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

認定第3号

平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成29年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

まず初めに、平成28年度歳入歳出決算書の22ページをお開きいただきたいと思います。平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が36億3,676万207円、歳出総額が39億5,208万2,650円、歳入歳出差引額は3億1,532万2,443円の赤字となりまして、歳入不足となりました。このため、平成29年度の会計におきまして繰上充用の予算補正の措置を行い、決算を終えたところでございます。

それでは、決算の状況について、歳出の部から、おのおのの款ごとに説明をいたしたいと思います。

主要な施策の成果報告書の201ページから205ページの第1款 総務費でございます。

まず、201ページでございます。第1項 総務管理費でございます。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に要する経費でございます。

平成28年度末の国民健康保険の加入世帯数は3,940世帯であり、総世帯数に占める割合は34.2%でございます。また、被保険者数は6,589人であり、総人口に占める割合は23.4%となっております。被保険者数、世帯数とも減少傾向が見られるものでございます。

次に、202ページ、第2項 徴税费でございます。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託料等の経費でございます。

平成28年度の国民健康保険税の状況でございますが、203ページの表をごらんいただきたいと思います。現年度課税分では、その表の一番下の行でございますが、調定額6億5,152万600円に対しまして、収納額は6億2,142万5,640円で、

収納率は95.31%で、前年度比0.04ポイント、わずかではありますが、上昇いたしたところでございます。一方、滞納繰越分は204ページの表のとおりで、先ほどと同じく一番下の行でございますが、調定額1億5,063万404円に対しまして、収納額は2,758万212円で、収納率は18.28%、前年比0.35ポイントの減となったところでございます。

なお、滞納処分の状況につきましては、202ページの表にございますように、差し押さえで4件、交付要求1件、滞納額278万7,900円を処分いたしました。これらのうち、換価または配当があったものは2件で、金額は24万1,407円となっております。

また、205ページでございますが、不納欠損処分の状況でございます。処分件数は82件、金額は1,078万6,900円でございます。

次に、同じページ、第3項の運営協議会費でございます。平成28年度につきましては、国民健康保険の特別会計の予算、決算の状況、特定健康診査の実施状況等について審議いただくため、国民健康保険運営協議会を2回開催をいたしました。

次に、第4項の趣旨普及費でございます。被保険者証の更新に合わせまして、制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のため、リーフレットを配布したものでございます。

次に、206ページから209ページの第2款 保険給付費でございます。

まず、206ページの第1項 療養諸費でございます。前年度と比較いたしますと、1,755万5,519円の減少となっております。被保険者が減少傾向にあることに加え、平成28年度では、診療報酬の薬価改定の影響などにより保険給付が減少したものと考えております。

次に、208ページ、第2項 高額療養費でございます。前年度と比較いたしますと1,067万2,025円の増となっており、支給件数、支給額とも増加する傾向は続くものと考えております。

次に、209ページの第3項 移送費でございますが、給付事案はありません。

次に、第4項 出産育児諸費でございます。出産育児一時金の給付件数は23件で、前年度と比較して6件の減少でございました。

第5項の葬祭諸費でございます。葬祭費の給付件数は39件でございまして、前年度と比較して8件の増でございました。

続いて、210ページでございます。

第3款 後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者医療制度への医療保険者からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金に対しまして、後期高齢者支援金3億8,284万8,832円を納付いたしました。

次に、第4款 前期高齢者納付金等でございます。前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するため、現役世代からの支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に対して、前期高齢者納付金25万4,938円を納付いたしました。

次に、211ページ、第5款 老人保健拠出金であります。老人保健制度清算に係る事務費拠出金といたしまして、1万1,235円を社会保険診療報酬支払基金に納付いたしました。

次に、第6款 介護納付金でございます。介護保険の給付について医療保険者が負担する費用といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に対して、介護納付金1億1,715万6,665円を納付いたしました。

次に、212ページでございます。

共同事業拠出金であります。国民健康保険団体連合会を事業主体として、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等を実施しており、これに係る拠出金といたしまして、7億5,518万7,980円を支出いたしました。

また、同じページから213ページにかけての第8款 保健事業費でございます。

まず、第1項 特定健康診査等事業費でございます。生活習慣病予防とその予備群の減少を目的といたしまして、40歳から74歳までの被保険者に対して、特定健康診査及び特定保健指導を実施いたしました。28年度におきましても、個別検診に加え、3回の集団検診を実施し、受診者数は1,838人、受診率は33.4%でございました。

次に、第2項 保健事業費でございます。医療給付について理解を深めていただくため、医療費通知を送付するとともに、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付したものです。また、疾病の早期発見のため、117人に対しまして人間ドックの健診受診費用の助成を行いました。

続いて、第9款 公債費であります。一時借入金はございません。

続いて、214ページ、第10款 諸支出金でございます。

まず、第1項の償還金及び還付加算金でございます。過誤納付となった国民健康保険税を還付するほか、国庫支出金につきまして、前年度までに超過交付となったものを精算還付したものでございます。

次に、第2項 療養費等指定公費立替金でございます。70歳から74歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、法令では2割負担とされている自己負担を1割に軽減するため、その1割相当額を国が負担することとなっておりますが、まず、保険者である町が一旦立てかえて国民健康保険団体連合会へ支払いをしたものでございます。なお、この立てかえ分につきましては、国保連を通じまして国に請求し、療養費等指定公費返還金として受け入れたものでございます。

次に、第11款 予備費でございますが、28年度、充用はございませんでした。

最後に、215ページの第12款 前年度繰上充用金でございます。平成27年度会計におきまして4億2,958万606円の歳入不足が生じたため、平成28年度会計で繰上充用いたしましたものでございます。

続いて、歳入決算状況について、説明をいたします。199ページにお戻りをいただきたいと思っております。歳入決算状況でございます。第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載をいたしております。なお、この表の決算額は千円単位で表記してありますことをあらかじめご承知いただきたいと思っております。

それでは、1行目でございます。第1款 国民健康保険税では、決算額が6億4,900万5,852円でございます。前年度と比較いたしまして、2,177万8,180円、3.2%の減となりました。被保険者数の減少が主な原因であると考えております。

次に、2行目、第2款 国庫支出金は、決算額が6億4,634万534円であります。国庫負担金として療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、また、国庫補助金として財政調整交付金などを受け入れたものでございます。

次に、3行目、第3款 療養給付費等交付金は、決算額が6,690万4,346円でございます。退職被保険者等の保険給付費の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、4行目、第4款 前期高齢者交付金でございますが、決算額は11億3,043万3,040円でございます。各保険者が負担しあった納付金について、社会保険診療報酬支払基金から前期高齢者が多い医療保険者に対して再分配されたものでございます。

次に、5行目、第5款 県支出金は、決算額が2億970万4,089円でございます。県負担金として高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、また、県補

助金として財政調整交付金を受け入れたものでございます。

次に、6行目、第6款 共同事業交付金です。決算額が6億7,277万46円でございます。高額医療費の発生による影響を緩和するために交付される高額医療費共同事業交付金を、また、県内市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定を図るために交付される保険財政共同安定化事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、7行目、第7款 財産収入でございますが、収入はございませんでした。

次に、8行目、第8款 繰入金です。決算額は2億6,017万9,417円であります。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費、療養給付費等に係る町負担など法定の繰入金のほか、制度上における介護分の赤字を補填するための財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、9行目、第9款 繰越金でございますが、決算余剰金が発生しておりません。

最後に、第10款 諸収入ですが、決算額は142万2,883円であります。国保税の延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正な医療に係る返納金、70歳以上の負担凍結に伴う療養費等指定公費返還金が主なものでございます。

平成30年度からは国民健康保険制度が県単位で運営されることとなり、大きな節目を迎えることとなっております。しかし、本町の国民健康保険の財政は、平成28年度決算で大幅に赤字を減らしたものの、依然3億円を超える累積赤字を抱えているところでございます。来年度以降の国民健康保険税の設定を含め、県単位化の中でどのようにして特別会計を健全化していくか、その検討を一層進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、認定第3号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。よろしくご審査賜りまして原案どおり認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

小林委員。

○小林委員 今、部長のほうからも最後のほうにおっしゃっていただきましたけど、来年からの県統一化に向けて、28年度の決算で保険者の努力支援制度について、国のほうで速報値をあげられて、この中で、市町村でなくて奈良県のほうのデータが出ております。その中でですね、奈良県がですね、下から数えて7番目、でも、数値で、平均値で

見ますとですね、下から数えて4番目あたりのドングリの背比べみたいなところに、位置づけにいるんですけども、これはですね、県のデータとしてこうやって数値化で見させていただきましたけれども、これを町の数値として、このデータに当てはめて、今、教えていただくことなんてできるんですかね。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 努力化支援につきましては、本来は県単位化が行われた後のインセンティブの指標ということで出てきたんですが、それを前倒しをするような形で、交付金の算定の1つの指標として出てきているんですけども、現在、奈良県も全体的にはおこなっていますように、斑鳩町も努力化支援の部分についてはあまり、それを比較してご報告申しあげるような、現在、取り組みというのはなかなか行っておりません。

特に、斑鳩町おこなっている部分につきましては、国民健康保険のデータを使って、本来、本町がどのような課題を持って、どのような保険事業等を推進していかなければならないのかというような、いわゆるそういう保険事業に係る計画というものを立てなければなりません、現在、それについてはまだ調査中というところがございます。さらに、糖尿病性腎症、これが人工透析などでかなりの費用がかかりますので、重点的にここの部分について保健事業展開して抑えていこうと、予防をして治療費を抑えていこうというところですけども、現在、これについても、正直申しまして、まだ手をつけている段階ではないということでございます。これにつきましては、当然、来年度以降、県単位化になって、保険給付が各市町村ごとではなくなって全県下で分かち合うということになれば、私どもも乗りおこなっていくわけにはいきませんので、何とか今年度中には、それら来年度から行う方向性については、国民健康保険運営協議会ともご相談をしながらその方向性を見出したいというふうに考えているところがございますので、まだ、正直に言いますはその程度というところでご了解をいただきたいと思えます。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 都道府県別の平均獲得点数のほうを見させていただきますと、奈良県はもう、後期高齢とですね、重複服薬の点数と後発医療の関係の点数が極めて低いというデータが出ているんですけども、その中で、平成27年度に比べて平成28年度、ジェネリックの啓発活動を、平成27年度の1回から、平成28年度決算で見ると3回にふやしていただきましたけれども、これに対する効果っていうのは、わかりますかね。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 服薬に関しましては、先ほどちょっと申しそびれましたけれども、重複につきましては、今後、国保連、基本的には国保連を中心に、重複の服薬とかのデータとかを取り出してくれるということなので、これについて、国保連と協働して、私どもも保険者としてどのような事務をやっていけるかということについては、今現在も国保連と話し合いを始めているところでございます。

先ほど申されましたジェネリック医薬品につきましては、確かにこのジェネリック医薬品、通知を出したことによる効果というのは、正直まだ、あまり見えてきておりません。ただ、ジェネリック医薬品につきましては、今、医薬分業ということで、ほとんどのまちのお医者さんではご自身で薬を出しておらず、処方箋を書いて、処方箋を持っていった薬局で薬を出すということになって、その薬局のほうでは、ほぼ、処方箋に特別な事情がない限りはジェネリック医薬品をまず勧められるというような状況でございます。そんな中で、ジェネリック医薬品になるとこれだけの差出るんですよという関心を持ってもらうということで、この通知を出させていただきました。ただ、本年度から、前回までは、平成28年度までは、その差額が出た方が500円以上の方を抽出して送っていたんですが、それを100円まで下げて送ろうと。そうなってくると、その対象者がかなり広がりますので、それによって少しでもジェネリック医薬品に、もちろんジェネリック医薬品に関心を持ってもらうということで、なかなか効果というのは見えにくいかもしれませんが、そういう取り組みを進めてまいりたいというふうに思っています。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 今、ジェネリック医薬品のお話が出ましたけれども、切りかえたことでいくら、金額的にどのぐらい削減されるかっていう、そういう試算ってされていますでしょうか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 薬価もまちまちでございますので、ちょっと私どもでそれぞれの薬の単価までを知っているんじゃないかと、トータルでこうなりますよっていう通知しか差し上げていませんので、ちょっとそこまでの分析はいたしておりません。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 500円以上の人を対象にということであれば、大体その金額っていうのが出てくる、違いますか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 すみません、この事業、通知書をつくらせていただいているのが斑鳩町ではなくて、データを持っている国民健康保険団体連合会のほうに委託しています。本人にその通知を差し上げるときには、もう全部、封をしてさせていただきまして、その封の中に1つ1つの情報は書かせていただいているということで、ご本人にはわかっているということでございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 対象を100円以上に広げて、そうすると、郵送経費とかもかかってくるわけですし、切りかえた場合の削減効果とそういう郵送費とかいろいろな事務手続きがふえる分の勘案して、どの程度その効果があるのかなってところがちょっと私は疑問かなと思いましたが、あと、ジェネリックも、主要な成分については同じだけれども、その薬をつくるためのいろいろな、ほかの部分については必ずしも本来の、従来のものと同じではないってところで、アレルギーとかそういうことを招くおそれもあるっていう中で、町が効果が本当に見込める、そういう削減効果が見込めるものであれば別ですけれども、そのあたりがちょっと疑問を抱きながらもそういうことを進めるっていうところはいかがなものかなっていうふうに私は感じているんですけれども。それよりも、医療費の占めている割合からすると、ジェネリックも、一般的に抗生物質とかある程度知られているもの以外のものでジェネリックがないものもたくさんあるわけですから、その削減っていうのに力を入れていくのはいかがなものかなと思うんです。そのあたり、いかがでしょうか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 この郵送費につきましては全額国庫負担ということで、町からの負担っていうのがふえるとかいうことではないので、ご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどジェネリック、おっしゃいましたように、成分等がそもそも変わっておりませんので、私の認知している限りでは、アレルギーとかいうよりも、もともと、固め方であるとか、その製造方法に若干違いがあるということなのでその方への効き方が変わる可能性があるというの聞いております。それらのご心配の場合には、当然、薬剤師の指導のもとで、ジェネリックにするのか、しないのかということですので、これはもう個々に薬局で対応しているか、あるいは病院の先生で、この方にはジェネリックはだめだよっていうふうに処方箋に書いていただくということでの対応をしていただいているというふうに思っております。

それから、ただ、新薬についてですね、この抑制を図るといのはなかなか難しいわ

けで、先ほど小林委員おっしゃいましたように、このことについては、いわゆる重複服薬をなくすということです。同じ病気で違う病院に行って、同じ薬を2個もらわはるというのは、誤服薬も可能性としてあり得るわけですので、その重複服薬についての、今後、対応というのは十分考えていきたいと思えます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 斑鳩町からじゃなくて、今、国からの負担なのでっていうのは、基本的には国民の税金ではあるので、そのあたり、本当に効果があるかどうかっていうところを見ながら、今後、町がするかどうかっていうのはあれですけども、そういうふうに考えていただきたいと思えます。

それと、208ページの高額療養なんですけれども、これは、いわゆる各自負担の上限以上を超えたものが還付されるっていうところの金額と考えていいんですか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 はい、そのとおりでございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 それが、28年度、27年度に比べると金額が伸びてきていまして、先ほども、新薬などで今まで保険適用でなかったものが適用されるようになってきて非常に高額な医薬品が使われるようになってきたっていうところ、今後の財政状況の中では課題になってくるかなと思うんですけど、これからもこういう伸びっていうのはますますふえていくというふうに予測はされているんでしょうか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 高額な薬剤、薬につきましては、特にオプジーボのような肝炎でありますとかの治療に使う薬で新薬でかなり高額なものがあって話題にもなったと思いますが、それらにつきましては、昨年4月以降は薬価を改定されまして、かなり安くなっております。ですので、調剤だけをとってみますと、27年度に比べて、28年度の私どもの保険給付も下がってきております。これが保険給付全体を下げたという要因になっております。ただ、高額療養費につきましては、国保の被保険者そのものが減りつつあるとは言っても、国保全体の中で高齢者の割合がふえていく、減っている理由というのは社会保険とかに入られるということです。ですので若い方が減っていくという傾向と、それから、ことしの給付を見る中でもですね、入院がやはりちょっと多くなってきています。だから、通院から入院に同じ方が行かなくても、やはり入院となりますと医療費が高くなってきますので、その分、1か月のその基準を超えた分が多くなれば、それが

高額療養費として反映されますので、高齢化と、それとももちろん先進医療で、薬剤というよりも医療そのものの報酬単価が高い、高度な医療を受けられるということもありますので、高額療養につきましてはしばらくはふえていくのではないかなというふうに、そういう感じを持っております。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 医療費の削減の一番大きな目的、目的っていうか、大事なところっていうのは、やっぱり病気にならないため、予防っていうことだったりとかですけども、特定健診の受診率がなかなか伸びていかないことだったり、そういったことから、早期の発見であったりとか、健康維持とかいうところでは後ろ向きなことになっていくっていうところを、どんどんこれからはそのところ取り組んでいかなければならないと思いますけども、何かがあったときにはやっぱり安心してお医者さんにかかれるというか、お金のことを心配せずにやっぱりかかれるっていうのが一番大事なことになると思います。やっぱり生活が苦しいから滞納をされている人もたくさんいらっしゃると思います。この205ページにあります短期の保険者証の交付っていうのの人数については相変わらずの人数ですけども、子どもさんについては発行をしてくださっているということですけども、そうでない方のこの6か月の交付、3か月の交付っていうふうに2段書きにしてありますけども、その滞納の程度というのか、どういう程度の滞納があると6か月の交付になるのか、3か月の交付になるのかとか、そんな基準っていうのとか、少しずつでも分納で納めてくださるっていう方との一定の、何か決まりっていうのは、どのようになっているんでしょうか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 滞納にも、当然、滞納されている方にも、金額、それから滞納されている程度というのがございます。比較的滞納額が多くて、それから全く応じていただけないという方については、今は、保険証をまずとりに来てくださいますということをお願いをしております。決して保険証を発行しないということではありません。その中で、保険証をとりに来ていただく中で、金額解消に向けた交渉をさせていただくわけでありまして、私どもがですね、やはり短期的にお会いしてですね、次の納付の計画等をご相談いただきたいといった場合には短期でということ、そういう場合に設けまして、3か月、6か月、それでもうあるいは、もう完全に計画を立てていただいてですね、例えばこの1年間の中で滞納を解消していただけるというような計画を立てていただい

た場合には、もう既に今年度末までの保険証を発行させていただくと、お渡しをさせていただくということでございますので。そういうことで、その対応の中でちょっと考慮をさせていただくということでございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 前にも同じようなことを聞かせていただいたと思うんですけども、本当にその計画が立てられないという方は、また別の形で支援をしていくっていうことも前にはおっしゃっていましたが、その辺では、この6か月交付、3か月交付という方は、少なからずその計画どおりに少しずつ納めている方ということですね。

ここのところで、滞納していても払えないっていう方が他の支援を受けるというようなことは、例がありますか。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 当然、交付をさせていただいているということは、今の段階できっちりとした納付計画を立てていただいているということでございます。ただ、当然、ちょっと具体的にそのケースがあったかどうかというのは、私、ちょっとわかりませんが、生活費を削ってまでですね、その方が最低の生活をしていくのを、その費用を削ってまで国保税を納めてくださいとか、そういうことを、当然、言うつもりは毛頭ございません。ですから、そこでなおさら国保税を納めることで生活が成り立っていないと、生活保護が必要だというような場合には、福祉子ども課ですね、連絡をとり合って、それを生活保護につなげていくと、対象なるかどうかわかりませんが、そういう相談の対象として担当課を紹介させていただくということは当然のことだというふうに思っております。

○宮崎委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、認定第6号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 それでは、認定第6号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第6号

平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議
会の認定を求めます。

平成29年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼いたしまして、座って説明をいたします。

まず、平成28年度歳入歳出決算書の46ページをお開きいただきたいと思います。
平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が3億9,180万4,517円、歳出総額が3億8,675万7,567円、歳入歳出差引額は504万6,950円黒字となったところでございます。なお、出納整理期間中に収納のあ
った保険料等につきましては、平成29年度会計に繰り越した上、奈良県後期高齢者医
療広域連合に納付することといたしております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からおのおのの款ごとに説明をいたし
たいと思います。

初めに、主要な施策の成果報告書245ページから246ページの第1款 総務費に
ついてでございます。

まず、245ページ、第1項 総務管理費でございます。後期高齢者の資格管理事務
の執行に要する経費などでございます。後期高齢者医療の被保険者数は、平成28年度
末現在で3,987人です。総人口に占める割合は14.1%でございます。

次に、第2項 徴収費でございます。被保険者に対しまして、広域連合長の名前で保
険料額決定通知書を、また、町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の
収納管理を行っております。平成28年度の保険料の状況についてでございますが、現
年分におきましては、調定額は3億1,634万2,300円、収入額3億1,745
万500円で、収納率は99.6%ございました。また、繰越滞納分は、調定額239万
1,300円に対し、収入額125万6,350円で、収納率は52.5%ございました。

次に、246ページ、不納欠損処分についてでございますが、3件ございまして、1
4万1,400円を処分いたしましたところでございます。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合の事務費負担
金、また、町が徴収しました保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付をいたし
ました。

次に、247ページ、第3款 諸支出金でございます。軽減認定や死亡などによって過誤納付となりました保険料を還付したものでございます。

次に、第4款 予備費でございますが、平成28年度は充用がございませんでした。

続いて、歳入決算の状況について、説明をいたします。243ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載いたしております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものでありますことをあらかじめご承知いただきたいと思っております。

まず1行目、第1款 後期高齢者医療保険料は、決算額が3億1,870万6,580円であります。前年度比較いたしまして、3,338万8,480円、11.7%の増でございます。

次に、2行目、第2款 使用料及び手数料は、決算額が1万7,350円でございます。督促手数料でございます。

次に、3行目、第3款 寄附金でございますが、寄附はございませんでした。

次に、4行目、第4款 繰入金は、決算額が7,102万1,777円であります。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の所得に応じた均等割軽減分、被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、5行目、第5款 繰越金は、決算額が30万1,200円であります。平成27年度会計における出納整理期間中に収納いたしました保険料等の繰り越しでございます。

最後に、6行目、第6款 諸収入は、決算額が175万7,340円であります。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。

今後も高齢者が安心して医療が受けられますよう、広域連合ともども制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第6号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。よろしくご審査賜りまして原案どおり認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 後期高齢者の医療制度自身が私は反対の意見を持っているんですけども、やはりお年寄りの負担が大きい。年齢が高くなることで切り離されて、以前は高齢者は医療費が無料であった時代もありましたけども、まさに逆行している制度がどんどん進んでいると思います。

質問するのはそのことではなく、もっと細かいことですが、245ページにありますこの保険料のところですけども、滞納繰越分の収納率のところを見ますと、27年度は36.3%ですけども、28年度については52.5%というふうに数字が大きく伸びているんですけども、これは何かそのためのアクションとかというのがあったんでしょうか。その辺、教えてください。

○宮崎委員長 植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 いや、特段、特別なことをしたということではございません。あくまでも分母が小さいですので、金額が少しふえたら率が上がるということでご理解いただきたいと思います。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第8号 平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について、審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村生活環境部長。

○植村生活環境部長 それでは、認定第8号 平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第8号

平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、
議会の認定を求めます。

平成29年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼して、座って説明をいたします。

平成28年度西和衛生試験センター組合の一般会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

西和衛生試験センター組合が平成29年3月31日に解散になりまして、同日をもって打ち切られた平成28年度の西和衛生試験センター組合の一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法施行令第5条第2項の規定に基づき旧の管理者において決算されましたことから、同施行令同条第3項の規定に基づき、組合を構成する各町の議会による決算の認定を受けることとなったものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、決算書をごらんいただきながら説明してまいりたいと思います。

まず、2ページから3ページの歳入についてでございます。一番下の歳入の合計欄のところでございますが、3ページの左側、収入済額の欄でございます。1億3,637万7,047円であります。予算現額と収入済額を比較いたしますと、3,425万3,953円の減額であります。これは、財産売払収入が収入未済となったことが要因でございます。

次に、4ページから5ページの歳出についてでございます。一番下の歳出合計欄でございますが、4ページの一番右側、支出済額でございます。8,722万8,136円となっております。5ページでございますが、歳入歳出差引額につきましては、表の下でございます、差引残高と記載しておりますけれども、4,914万8,911円となったところでございます。

続きまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明をしてまいりたいと思います。

決算書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入からでございます。

初めに、第1款 分担金及び負担金、第1項 分担金、第1目 衛生試験センター町負担金であります。7ページ中央あたりの収入済額でございます。6,606万3,000円となっております。各構成町からの分担金で、内訳につきましては、備考欄に記載させていただいたとおりでございます。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料、第1目 検査手数料でございます。組合に依頼のありました水質検査の手数料収入で、収入済額は59万4,700円となっております。

次に、第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金でござい

ますが、財政調整基金の運用利息として、4万2,997円となっております。

次に、第2項 財産売却収入、第1目 不動産売却収入でございますが3,497万3,000円が収入未済額となっております。これにつきましては、組合所有地の売却に伴います収入でございます。組合所有地につきましては、組合所有地の隣接地を保有する方に売却をされております。売買契約の支払い条件によりまして売買代金の支払期限が平成29年6月末日となっていることから、組合解散日におきまして収入できておらず、3月末日打ち切りの決算であるこの今回の決算につきましては、収入未済額として計上されているところでございます。なお、売買代金につきましては、支払期日の平成29年6月30日に振り込まれまして、7月5日に所有権移転登記が完了いたしているところでございます。

次に、第2目 物品売却収入は、検査機器、公用車等の売却により、収入済額906万円となっております。

次に、第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金では、組合解散に伴いまして財政調整基金を全額繰り入れたものでありまして、収入済額は4,264万7,000円となっております。

次に、第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金では、前年度からの繰越金として、1,778万4,973円となっております。

次に、第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子としましては、収入済額621円、また、第2項 雑入、第1目 雑入として、収入済額は18万3,756円となっております。

続きまして、8ページから11ページにかけましての歳出でございます。

まず、8ページから9ページでございます。

第1款の議会費、第1項 議会費、第1目 議会費でございます。9ページの中ほどあたりに支出済額という欄がございますが、12名の議員報酬として39万3,600円を支出いたしております。

次に、第2款 施設費、第1項 施設管理費、第1目 衛生試験センター管理費であります。

第1節 報酬では、監査委員2名分として6万6,000円を支出しております。

次に、第2節 給料では、支出済額は2,071万1,900円となっております。一般職の職員4名と嘱託職員1名分の給料及び管理者、副管理者の特別職の給料でございます。

次に、第3節 職員手当等といたしまして、5,323万5,950円を支出いたしております。内訳は、備考欄に記載させていただいております。

次に、第4節 共済費は、619万391円を支出いたしました。

次に、第7節 賃金は、支出額46万800円でございます。臨時職員2名分の賃金でございます。

第9節 旅費、第10節 交際費につきましては、支出はございません。

次に、第11節 需用費につきましては、検査や事務用品などの消耗品、公用車の燃料費、光熱水費、庁舎の修繕料などを合わせまして、395万2,853円の支出でございます。

次に、第12節 役務費では、電話料金、公用車の保険関係あるいは車検代行料などで、24万4,136円の支出となっております。

次に10ページ、11ページでございます。

第13節 委託料では、産業廃棄物処理委託料、庁舎の清掃、警備の委託、土地鑑定委託などを合わせまして、193万5,673円の支出となっております。

次に、第15節 工事請負費でございますが、支出済額はゼロとなっておりますが、備考欄に未払金1,791万5,040円を記載させていただいております。組合庁舎の解体工事を実施したものでございますが、当初の工事着手予定時期からおくれが生じ、工期が29年3月28日までとなったことから、支払いが完了せず、3月末日で打ち切りの決算である今回の決算では、支出していないものとして計上されております。なお、工事の完了に係る必要書類等の提出後、組合解散後の事務継承人であります上牧町により、組合にかわって、解体工事費用1,791万5,040円を5月26日に支払われたところでございます。

次に、第19節 負担金補助及び交付金では、各種協議会への会費などといたしまして、1万7,933円を支出いたしております。

第27節 公課費では、公用車の重量税として1万8,900円を支出いたしております。

なお、第3款 諸支出金、第4款の予備費につきましては、支出はございません。

次に、12ページから15ページの財産に関する調書でございます。

まず、1の公有財産でございますが、そのうちの土地でございます。先ほど説明いたしましたとおり、売却先より平成29年6月30日に売買代金が支払われ、7月5日、所有権移転登記が完了したものでございます。

2の物品につきましては、全て売却または廃棄処分をしたものでございます。

最後に、16ページでございます。基金でございます。西和衛生試験センター組合財政調整基金につきましては、組合の解散に伴いまして全額を一般会計に繰り入れられ、年度末の残高はゼロとなったところでございます。

以上で、認定第8号平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。よろしくご審査賜りまして、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、西和衛生試験センター組合一般会計について、質疑をお受けいたします。

小林委員。

○小林委員 物品の売り払いについてですけれども、税金で買いましたので、適正に処理されたのか、ちょっとお聞きしたいのと、あと、どういう業者さんとかですね、業者名もあわせて教えていただきたいと思います。

○宮崎委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 組合が所有されておりました検査機器等一式ですね、56種類の機器についての売却につきましては、公募を実施されております。応札のございました株式会社テクノ・イワサに864万円で一括売却をされております。その他組合が保有されておりました公用車2台については、査定を行いまして、平成18年式トヨタカローラフィールダーが15万円、平成8年式のトヨタハイエースが27万円と、2台とも査定額が最も高額でありましたユーポス外環八尾店に売却をされております。なお、売却不可能でありました実験台、事務机、椅子、更衣ロッカーなど備品32種類110台につきましては、全て廃棄処分をされたところであります。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、西和衛生試験センター組合一般会計に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○宮崎委員長 再開いたします。

1時まで休憩いたします。

(午前 11時36分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○宮崎委員長 それでは、再開いたします。

都市建設部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち都市建設部が所管する事業につきまして、説明をさせていただきます。

施策の成果報告書67ページをお願いいたします。第8目 交通安全対策費でございます。交通安全週間や各種イベントにおける啓発・普及活動を初め、幼児・児童に対して交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会に対し、支援を行いました。また、道路反射鏡及び路面表示や標識、防護柵などの交通安全施設の整備及び補修を行い、交通事故の未然防止に努めてきたところでございます。

以上が、第2款 総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

平川委員。

○平川委員 この高齢者運転免許証返納もここでいいんですか。

28年度78人ということなんですけど、これは、28年度から実施した形なんですか。この数年の傾向があれば、教えてください。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 本事業は、28年度から開始したものです。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 これは、毎年交付するんですかね。一度交付すると、もう翌年度は交付がないんですか。もし新たにあるのであれば、今年度の状況をお願いします。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 1人1回の交付になりますので、28年度に交付いただいた方は、もう次からは対象外ということになっております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 自主返納をするという行為に対しては1回でもいいかなと思うんですけど、返納してし

まうともう運転できなくなるっていうことを考えると、いろんなことを考えていただけたらいいかなと思います。という意見で結構です。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

坂口委員。

○坂口委員 今の返納の支援のことですけど、このICOCAカードの交付ですけど、これ、幾らのカードを交付されているんですか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 5,000円分のICOCAカードになっております。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第2款 総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、第5款 農林水産業費について、ご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の137ページをお願いいたします。

座って説明進めさせていただきます。

第1目 農業委員会費であります。農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し、処理を行ってまいりました。その他、遊休農地の解消対策として、昨年引き続き、遊休農地の状況を把握するという遊休農地の利用状況調査及び利用意向調査を実施し、貸し付け希望農地等の農地につきましては、担い手への情報提供を行いながら、遊休農地の解消に努めました。また、平成29年7月19日の任期満了に向けて、農業委員会法改正に伴う斑鳩町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行いました。

次に、第2目 農業総務費は、主に職員の人件費でございます。

次に、138ページ 第3目 農業振興費であります。斑鳩町の農業を活性化させるため、農業経営の改善を目指し、農家・農協・行政の連携による相互扶助体制など効率的・安定的な農業経営の確立に努め、斑鳩町内で農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行いました。また、農業を初めとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくこと

を目的に、斑鳩町産業まつり2016を開催し、平成28年度については、新たに農業振興会による野菜の安売り直売会や里山整備団体によるクリスマスリースづくり体験会などを実施しました。

次に、139ページ、第4目 土地改良事業費であります。農道整備工事を高安地区、東里地区、三井地区で実施いたしました。また、水利組合等の団体が実施する深井戸、水門、農道等の農業用施設の改良・維持修繕に関する整備に対し支援を行いました。また、震災対策農業水利施設の整備として、いかるが溜池において堤体の安全性を確認するための耐震性調査を実施しました。また、桜池について、決壊した場合の避難計画等を示したハザードマップを作成しました。

次に、140ページ、第5目 生産調整推進対策費であります。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入を促進しながら、農家の方々へ生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行いました。

次に、141ページ、第6目 有害鳥獣駆除対策事業費であります。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するため、地元猟友会に委託し、カラスやドバトなどの駆除に努めました。また、イノシシ対策については、罟、捕獲檻による捕獲に努めながら、耕作者がみずから行う被害防止対策事業として、農作物の被害を受ける農地を対象に、電気柵等の設置費用の一部を補助いたしました。

次に、142ページ、第7目 地域農政推進対策事業費であります。農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、青年の新規就農者を増加させるため、国の事業であります新規就農総合支援事業を活用し、当町においても2名の新規就農者に対し給付金を支出いたしました。

次に、第8目 遊休農地解消総合対策事業費であります。農業委員会において、遊休農地解消に向けた取り組みを実施いたしました。また、従来から栽培しておりますソバ、ナノハナ、ジャガイモ、クロマイ栽培に加え、平成28年度から新たにカットキャベツ用のキャベツ栽培を実証試験展示圃で行いました。また、農や食への理解を深めていただくため、ジャガイモ栽培サポーターの募集、幼稚園児、保育園児によるジャガイモの掘りとり体験を実施いたしました。

次に、第9目 環境保全活動等支援事業費であります。農業者の高齢化等により、農地や農業用水路、農道などの地域資源の保全管理が困難になってきています。こうしたことから、新たに活動組織を立ち上げ、地域が一丸となって施設の保全を行っていくという活動を稲葉車瀬地区、岡本地区の活動組織と、平成28年度からは高安地区も新

たに加わり、事業に対する助成金を交付いたしました。また、環境に優しい農業に取り組む環境保全型農業として、稲葉車瀬地区のなし部会のナシ栽培において、化学肥料、化学合成農薬を慣行から3割から5割低減した取り組みに対し、助成金を交付いたしました。

次に、第2項 林業費であります。主要な施策の成果報告書の143ページをお願いいたします。

第1目 林業振興費であります。林業振興について、各種林業関係協会等への負担金を支出いたしました。

次に、第2目 地域で育む里山づくり事業費であります。荒廃した里山林の整備を、森林所有者の協力を得て、ボランティア団体により除伐や下草刈りなどを実施しながら、整備後の里山のイベント活動等に対し助成をいたしました。

以上が、第5款 農林水産業費の決算概要でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 141ページの有害鳥獣の駆除ですけれども、本当に皆さん大変な思いをされているというふうに聞いています。この数字を見ると、イノシシは随分と減っているように思うんですけれども、何か策として有効だったのがあるんでしょうか。

違う、ごめんなさい、イノシシはふえています。全体で減っているということですけども。

ついでに言いますと、イノシシの電気柵の補助が、20万円が打ちどめなのかな、と聞きましたけども、田んぼをされている方がイノシシに稲を大分やられたんやけども、大体20万ぐらいだったんだそうで、もう補助、電気柵をしたら、またランニングコストもかかるので、もう20万の分で、もうそのまましなかったというような話を聞いていたんですけど、どんどんと被害が広がるようだったら、そういったところにもう少し補助がふやせるとか、そんなような方向づけみたいなものはないんでしょうか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 イノシシの電気柵につきまして、補助、11件いただいているところでございますけども、対象事業費といたしまして、一番多い人で17万4,000円もしくは16万9,000円とした人がマックスで、あと、ほとんどの人が7万円から

8万円の事業費に対してその半分、2万円から3万円ということで補助を申請いただいているところがございますので、電気柵といいましても、田んぼの周りにずっと電気柵を、番線のようなものをずっと張りめぐらすということで、費用的にはそんなに大規模なものではないということがございますので、安価でしていただけるイノシシの方策として推奨しているところがございます。

そして、駆除の数量でございますけども、先ほど、イノシシについてはふえていまして、カラスについて減となっているところがございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

坂口委員。

○坂口委員 143ページの農業振興費ですけど、ナラ枯れ対策の補助申請がなかったということなんですけど、こっちから見るとどんどん進んでいるようには思うんですけど、その辺はどのように考えられていますか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 確かにナラ枯れにつきましては奈良県全域につきまして大きな問題、課題となっているところがございます、斑鳩町につきましてもその例外ではなく、年々ふえている状況が見受けられるところがございます。

ただ、申請につきましては、やはり森林の伐採、伐倒についてかなりの費用等がかかって自己負担も必要であることから、なかなか申請いただいていないというところがございます、町としては、倒木に対しての危険度を考えて、1本でも2本でも、倒木に対しての、先に倒していただきたいということも含めまして、啓発して、広報に周知しているところがございます。

○宮崎委員長 坂口委員。

○坂口委員 見た目的にも結構見苦しい面もあるので、その辺の対策、しっかりしていただくようお願いしておきます。以上です。

○宮崎委員長 私からちょっと聞きたいんですけど、ちょっとほかの方から言われたんですけど、倒木とか、松尾山へ登る道ですかね、あの周りでも枯れていたらね、それは町では勝手にできないとは思いますが、ハイカーの危険度も増しますので、その辺はちょっとどう考えておられるのか、ちょっとお願いできますか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 倒木に関しては、危険度の状況にもよりますが、里道、当然、町道につきましては、この国の補助を使う、使わないは別といたしまして、緊急度の高

いものについては町で伐採する、また、町道についてはなおさらそうですけども、町で対処していきたいと考えておりますし、28年度につきましても、白石畑への町道につきまして、1件、倒木、これ、ナラ枯れかどうかはちょっと別としまして、倒れかかっている木については伐倒したケースもございます。

○宮崎委員長 松尾山へ行く道は町道じゃないと思うんですけど、それも危険やったら町でやっていただけるんですかね。

上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 ちょっと、先ほども申しましたように、危険度の問題もございますけども、一応、所有者を確認いたしまして、所有者の了解のもとに協議は進めさせていただくと思います。ただ、危険度の状況にもよりますので、その辺は臨機に対応していきたいと考えております。

○宮崎委員長 わかりました。

ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 ナラ枯れっていうのが私は全然わからないんですけども、うつるようなものなんですか。1本枯れると、ほっておくと何か隣の木にうつるとか、そんなようなものなんですか。それとももうその1本の責任というか、だけで終わりの、そういうようなものなんですか、教えてください。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 ナラ枯れにつきましてはですね、県内に散在するナラ、シギ、カシ類に対してカシノナガクイムシが加害するというところで、それを通じて菌が繁殖したりということが原因で被害が発生しているところがございます、その菌を繁殖させないために、ビニールで包んだり、もしくは伐倒して被害を、ナガクイムシが次の木に行かないようにというような対策があるところがございますけども、なかなか生物の話ですので、難しいという状況ではございます。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 わかりました。やっぱりマツクイムシと同じようなサイクルでっていうことですか。倒木したところでふえて、よそへ飛んでいってという。そうしたら、マツクイムシのときにはすごい大々的な駆除をね、県でもやってはったけども、そこまでは何も取り組んでいないんですか、県も。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 県によりまして、その補助金の要綱、これ、町で要綱をつくっていただきますけども、その財源は県から配分するものでございまして、以前、松のときにはですね、空中散布というようなこともした状況でございまして、今、環境等のいろいろな影響を考えまして、今一番いい駆除の仕方としまして、伐倒、そしてビニールで包んで、それよりも被害が大きく講じないということに対して助成金を出している状況でございまして。

○宮崎委員長 平川委員

○平川委員 まず、142ページの遊休農地の再生活動実践事業で、先ほどカットキャベツのそういう加工をされたって伺ったんですけど、何かそういう加工施設が何か町としてあるんですか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 カットキャベツにつきましては、カットキャベツの工場までではなくて、キャベツを販売先までが決まった状態で作るというやり方、本来は、つくってそれを買っていただくという経路だけなんですけども、このカットキャベツにつきましては、販売する、要は使うところから逆に、つくってくれないかという、JAを通じて、そういう逆に販路が決まってつくっていくというような状況で、まず実施をしているものでございまして。

○宮崎委員長 平川委員

○平川委員 いわゆる契約栽培みたいなものかなと思うんですけど、それはでも、カットするようなそういう向こうの要望にあわせた形の加工をして出すっていうことになると思うんですけど、そういう施設があるんですか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 JAに渡すまでは、大きさに指定はございません。小さいものはだめということですけど、ある一定の大きさを超えたものに対して、何キロということでは販売して、あと、工場は向こうの企業でやっていただいているものでございまして。

○宮崎委員長 平川委員

○平川委員 わかりました。非常に今も注目されている栽培の方法だと思うので、進めていただけたらと思います。

それと、同じく142ページの新規就農者、28年度2件ということなんですけど、どういう品目について、どういう形で新規就農があったのか、教えていただけますでしょうか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 この2件につきましては、農業に就農するという新規就農者でございますので、特に何々栽培とかそういう品目を決めての補助ではなく、農業に従事していただくということで申請いただいているところであります。

○宮崎委員長 平川委員

○平川委員 実際のところ、何かこう、例えば果物だったり、花だったりって、ある程度、収益が見込まれるもの、新たに就農されるケースが多いかなと思いますけど、そのあたりはいかがですか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 2人の方がございまして、1人の方につきましては、野菜全般をつくっていただいているということで、もう1人の方につきましては、ブドウ栽培を栽培されているということが、主にやっけていただいている方でございます。

○宮崎委員長 平川委員

○平川委員 斑鳩町として、例えば農業大学校とかでそういう方を募ったのか、どういう形でこういう新規就農を。今後もやっぱり進めていっていただけるのはいいかなと思うんですけど、どういうふうに取り組んで、この2件の方が実現したんでしょうか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 特に、学校等への周知につきましては、町ではなくて、県もしくは国全体でそういったことを進められていますので、そういった方向でしてしまして、町といたしましては、やはり農業委員さんからのコミュニケーションからいろいろな各農家組合もしくはそういう組合を通じて周知いたしておりまして、かなりこれにつきましても周知がされているところで、問い合わせもございまして、なかなか農業に踏み出すというのはなかなか難しい話ではございますけども、問い合わせもあって、その辺は農業委員さんからいろいろ調査をしていただいているところでございます。

○宮崎委員長 平川委員

○平川委員 わかりました。ありがとうございます。

あともう1件、同じく142ページの環境保全型農業でナシの栽培ということなんですけれども、稲作とかで低農薬だったり有機肥料だったりっていうのを取り組んでおられる方もおられるかなと思うんですけど、その場合は、こういう対象にはならないんですか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 稲作につきましても、化学肥料を5割低減、もしくは3割以上低減するものに対して、5割以上の軽減に対して補助の対象になるということでございます。

○宮崎委員長 平川委員

○平川委員 ということは、今年度、今のこの中には対象になるものがなかったということですか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 28年度につきまして、現在まで、個人の申請について、ないということでございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

奥村委員

○奥村委員 140ページの上の段の震災対策農業水利施設の整備っていうところで、ため池のことでございますけれども、近年起こっている水害の中で、ため池が決壊をして民家のほうに大きな被害を及ぼしているということがあるようでありましてけれども、この堤の安全性を確保するために新たな手法による耐震性調査を実施したとありますけど、この新たな手法によるっていうのは、どういった手法ということなんでしょうか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 いかるが溜池につきまして耐震調査を実施しておりまして、なかなかボーリング調査等の規定の数値ではなかなか出にくいものがございまして、再度、調査しておりまして、専門的な解析をするソフトを用いていろいろな面から解析を実施したということで、高度な解析技術によって実施したということでございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 平川委員と重なるようなところもあるんですけども、ページで言うと143ページ、ナシのところなので、ごめんなさい、142ですね。ソバとかナノハナとかクロマイ、ジャガイモ栽培というふうにはここにあるんですけども、ソバとかナノハナとかいうのは斑鳩町の特産品というか、菜の花オイルを絞ったりとか、門前そばとかっていう、そういうものもこのところに含まれているんだと思うんです。これを広げることによって特産品もたくさんということやけど、栽培のね、何て言うか、規模っていうのは、何か聞くところによると、ソバも一時期、そのときだけしかっていう、ずっと続けてソバが供給できるような分でもないし、菜の花オイルも一定の量だけということやけど、これを伸ばしていくっていうところではね、今後のことの見通しというか、その辺で教

えてほしいんです。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 このプロジェクトで実証展示圃を行っておりますが、ソバ、ナノハナ、ジャガイモにつきましても、実証展示圃という実験でやっておりますが、これが、当然、ソバが採算のとれる事業、もしくは菜の花油ですね、につきましても、地域の特産品になって、そういうものが要求されるというものになりましたら、当然それを、新しい、農家を始めたいとか、今つくっているけれども何か違うものをつくってみたいとかいうようなことに、伝承っていうか、伝えまして、その方で行っていただきたいということが最終目的になっていまして、当然、継続してつくってはいきますけども、それを普及させるために、どんどん、どんどん、そこで規模を拡大するのか、もしくは新しい担い手さんにつくっていただくのかというのは、それも含めまして実証展示圃を行っているところでございます。

○宮崎委員長 濱委員

○濱委員 町内で頑張ってくださっているのですが、この間、飯島町にね、行かせていただいて、飯島町さん、とてもソバに力を入れてはってというので、そういう、ソバだけ、飯島町さんだけじゃないんですけども、そういう、友好都市っていうか、つながりのあるところの、そういう、ノウハウっていうか、技術っていう、そういう交流とか、そんなのはされているんですか。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 この関係等については、やっぱり飯島町の本郷そばちゅうのがございまして、本郷そばが、うちの担当の職員がその関係の種をもらってやったということは、やっぱり飯島は飯島としてのやっぱり本郷そばですから、その品種を斑鳩でするっていうことはできませんから。ただ、本郷そばではなしに別のものでやってですね、開拓する。あるいはまた、菜の花プロジェクトも、愛荘町と、栽培協定を結んでいる愛荘町が、やっぱり皆さん方、そこへ行かれて、それをつくってもらおうと。斑鳩でナノハナができてとれたやつを愛荘町で何本とったとか。だからその年によってやっぱり違いますから。結局、この間、法隆寺に奉納していますけども、やっぱり本数によっては大分違いますし、町でそれだけの分は売っていますけども、それもなかなかやっぱり売れにくいというのか、やっぱり瓶の関係もいろいろとありますし、油そのものがどうかということもありますけど。

やっぱりそういう職員が、職員がそういう努力をして、農業委員会の皆さん方にそう

いうお願いをしたということでやっているわけでございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

濱委員

○濱委員 同じページですね、142ですね。斑鳩産のナシっていうので、予算のときに、斑鳩らしいパッケージなどを考えて価値を高めようということが狙いですというようなことを聞いてメモがあるんですけども、その辺ではいかがですか。何か。具体的にパッケージじゃなくても、そういう、ナシを売り込むためのっていうか、そんな取り組みっていうのはできたんでしょうか。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 商品につきましてはですね、いろいろなホームページ等、もしくは冊子等に掲載させていただいているところがございますけども、稲葉でナシ部会を設立されておりますので、そこで主に販路拡大等については検討されているという状況でございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第5款 農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、第6款 商工費について、説明をさせていただきます。

それでは、主要な施策の成果報告書の148ページをお願いいたします。第6款 商工費のうち都市建設部が所管する事業でございます。第6款 商工費、第1項 商工費、第5目 歴史街道ネットワーク事業費で、斑鳩町歴史的風致維持向上計画に搭載した事業を推進するために、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金により、歴史的な町並みの景観形成に資する民間の修景施設の整備費に対して支援を行いました。

以上が、第6款 商工費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

平川委員。

○平川委員 この町並み景観形成については、申請をしたいという希望者もある程度、一定程度おられると伺っているんですけども、国のほうのその補助金につかないとなかなか実施できないよう

に聞いているんですが、実際、想定していた金額と、実際の国のほうで決まった金額の差っていうの、どのぐらいあるものですか。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 現在、ご要望いただきました申請に対しましては、全て対応させていただけている状況でございます。ですので、不足という形では出てございません。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 じゃあ、その申請が上がった金額について、国のほうにその予算を要求をするんですか。じゃなくて、ある程度先に予算を確保した分について募集をするんですか。どちらになるんですか。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 前年度に国に補助金の事業規模を報告させていただいて、それで内示を受ける形になってございます。その内示の時期と募集の時期につきましては、一定、内示額を見た中にはいたしますものの、今、現状といたしましては、国からの内示額でもって財源に充てる補助金としましては、今、ご要望いただいている申請には全てお応えさせていただけている状況でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 今年度、広報のほうにも、事前に相談くださいっていうことを、一文入れてくださっていたのでいいかなと思うんですけど、その前年度にそれを知らなくて、応募しようと思ったら、なかなかちょっと、必要な書類が整っていなかったようなことも伺ったので、今年度、きちっと対応していただいたかなとは思っていますけれども。

この助成制度、まだ当面続いていくものなんでしょうか。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 歴史的風致維持向上計画につきましては、26年度から10年の計画でなっておりますので、この間での対応というところで考えてございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、第7款 土木費につきまして、説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書の150ページから158ページまでとなっております。

座って説明を進めさせていただきます。

それでは、150ページをお願いいたします。

まず、第1項 土木管理費 第1目 土木総務費であります。主要なものは、人件費であります。

次に 第2項 道路橋りょう費であります。

第1目 道路維持費では、町道などを安全かつ快適に利用していただくために舗装の補修や路肩整備、路肩の草刈りなどを行いました。また、所有権移転登記等、7路線について未登記道路の整理を行いました。

次に、151ページ、第2目 道路新設改良費であります。大和川堤防線、町道437号線の拡幅工事を行うとともに、8路線の道路改良工事を実施いたしました。

次に、第3目 橋りょう維持費であります。橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、米壽橋1橋の補修工事と11橋の橋りょう定期点検を行いました。11橋の点検結果につきましては、構造物の機能に支障が生じていないという結果でありました。

続きまして、第3項 河川費であります。

152ページをお願いいたします。

第1目 河川総務費であります。主な内容は、毎年春に実施されている自治会内水路清掃に伴う発生土砂等の処理を行ったものです。また、自治会等が自発的に行われます水路改修及び水路浚渫事業に対して、その経費の一部を支援いたしました。また、大和川の南浦樋門の補修工事を実施いたしました。

次に、第2目 治水対策費であります。集中豪雨に対応するため、既存のため池を活用し浸水被害の軽減を図る対策として平成27年度から2か年事業として東町池で流域貯留浸透事業を実施いたしておりましたが、当該年度で完了いたしましたところでございます。

続きまして、153ページをお願いいたします。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費であります。人件費以外の主な執行については、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援に要する経費、いかるがパークウェイの整備促進に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理に要する経費、バリアフリー基本構想の策定に要する経費、法隆寺駅南北自由通路開通10周年記念パネル展示の実施に要する経費、歴史まちづくりサミットの開催に要する経費でございます。

まず、既存木造住宅耐震診断及び既存木造住宅耐震改修に対する支援を昨年度に引き続き実施いたしました。また、住宅の耐震化に関する知識の普及を目的とし、NPO法人との共催により、住民フォーラムを開催いたしました。

次に、国の直轄事業でありますいかるがパークウェイでは、現在、竜田川岩瀬橋西詰めから国道25号三室交差点の三室・紅葉ヶ丘区間の整備工事に着手され、また、小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線の五百井・興留区間への事業延伸に向けての取り組みを進められております。また、事業予算の確保に向けた要望活動については、国土交通省を初め、関係機関に対し積極的に働きかけを行っております。

次に、バリアフリー基本構想の策定につきましては、誰もが安全、快適に移動できる総合的なバリアフリーの整ったまちづくりを進めるため、平成28年度から3か年の計画で斑鳩町バリアフリー基本構想を策定することとし、初年度は、準備業務として、課題抽出、策定協議会の設置、現地点検を実施しました。

次に、町制70周年記念事業ですが、1つ目として、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた都市などが集まり、歴史まちづくりについて住民とともに考え、機運を高めることを目的に、近畿歴史まちづくりサミットin奈良斑鳩を開催し、それぞれの都市の歴史まちづくりについて意見交換を行いました。2つ目として、平成19年に供用開始したJR法隆寺駅南北自由通路の開通10周年を記念し、JR法隆寺駅南北自由通路や駅周辺の昔から現在までのパネルの展示を行いました。

次に、155ページ、第2目 公共下水道費でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金として支出しております。詳細につきましては、公共下水道事業特別会計におきましてご説明をさせていただきます。

次に、第3目 都市下水路費では、都市下水路4路線の浚渫作業を行い、適正な維持管理に努めました。

次に、第4目 公園費では、公園等に設置されている遊具による事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による公園施設の安全点検と保守点検業務を毎年度実施しております。

次に、156ページをお願いいたします。

第5目 都市計画審議会費であります。斑鳩町都市計画審議会を1回開催したことによる委員報酬を執行いたしております。開催した会議では、龍田西8丁目地内における大和都市計画道路の変更について報告を行いました。

次に、第6目 開発指導調整費では、都市計画法等関係諸法令及び斑鳩町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めております。また、屋外広告物許可申請に係る事務処理のほか、違反広告物の除却を行い、良好な景観の形成に努めております。

また、157ページ、第7目 景観保全対策事業費であります。三塔及び藤ノ木古墳周辺の地域において、地域の農地所有者の協力を得ることにより、景観形成作物のコモスの栽培を実施しました。また、景観法、景観計画、景観条例に基づく届出の事前相談、届出書類の審査や指導を行いました。また、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、4月に小学校の入学記念樹として町の花サザンカの苗木を、そして、12月の産業まつりでは、パンジー、ノースポールの苗をそれぞれ配布しました。

次に、第8目 法隆寺線整備事業費では、国道25号への取付工事実施に向け、関係機関協議資料を作成し、国及び警察と協議を行いました。

続きまして、158ページをお願いいたします。

第5項 住宅費であります。第1目 住宅管理費で、町営住宅の適正な維持管理に努めました。

以上が、第7款 土木費の決算概要でございます。よろしく審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けいたします。

平川委員。

○平川委員 155ページの公園の維持管理ですけれども、対象となっている公園は何か所あるんでしょうか。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 専門業者に遊具の点検を委託しております公園は37か所で、遊具につきましては、延べで282基でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 職員が巡回しているのも同じなのかっていうところと、この37か所は全て、町なり県なりが管理されているところなんですか。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 職員が点検を回っておりますのも、同様の公園でございます。

点検を委託しておりますのは、町が管理しております公園でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 金額として、1,600万ですか、になっているの、これは、要は修繕の費用が相当かかるってということでしょうか。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 公園の修繕、遊具の修繕等もございますし、また、草刈り等もこれらに含んでいるところでございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 152ページの水路の維持管理っていうところなんですけれども、きのうの斑鳩町の、集中豪雨といいますか、大変な状況の中で、興留7丁目のところで床上、また床下、被害を受けられたところがあったけれども、行かせていただいたら、住民の方は、とても斑鳩町の対応が早くって、バキューム等ですぐ水を吸い上げていただいて助かったというにはおっしゃってられました。

それで、その中で感じたんですけども、あれだけの集中豪雨ですので、あの細い水路でっていうのがなかなか、水をはかせていくっていうことは難しいと思うんですけども、今回、そういう被害が起こったっていうことで、何かこう、次へ向けてのこの、対策といいますか、何かこう、考えといいますか、そういうものがあったら教えていただきたいなと思うんですけども。

○宮崎委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 先日、きのうですね、の豪雨につきましては、時間41ミリ降ったという大変な大雨でございました。ただ、浸水いたしました区域につきましては、原因といたしまして、宅地の高さがですね、低いところから起こってくるような課題が明確に出ているところでございまして、以前から、この、建設水道常任委員会におきましても、現地視察を1度していただいたこともございまして、その状況については、宅地の高さを上げるという解決方法が一番いいという状況な場所でもございまして、特に水路の改修をするというような計画はございません。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 153ページです。いかるがパークウェイについてですけども、岩瀬橋から国道25号線の工事がどんどん進んでいるのは、毎日通っていても目をみはるようなところもありますけども、今、反対側、東側のT字路になっているところから東へ向いての推進を言っておられますけれども、まだまだ地元の方が、同意というか、納得ができない部分っていうのもあるように聞いています。その辺では、大きな事業ですので、町としてなかなか難しいところもあると思いますけども、やっぱり一番身近にいてる町の方が耳を傾けていただくということが住民の皆さんに対する誠意だと思いますので、その辺については、いかがでございましょうか。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 　いかるがパークウェイの整備促進に関しましては、事業主体につきましてはもちろん国の事業でございますけれども、今おっしゃっていただいております、住民皆様のお声につきましてもございます中、説明会を十分開催をされてですね、事業の概要説明、これらを十分された中で、一定の、ご心配いただく点についての課題解決等いたす中で事業を促進していくべきものと考えてございますので、それにつきましては、十分、町としても、地元調整対応してまいりたいと考えてございます。

○宮崎委員長 　濱委員。

○濱委員 　十分にその姿勢を貫いていただきたいと思います。

　もう1つ、同じところですけども、事業促進に係る予算確保のため関係機関への要望活動を行ったというのが一番最初に書いてありますけれども、これは、具体的には、どこにどのぐらい行かれたんでしょう。

○宮崎委員長 　松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 　大きく分けまして、春、春の時期ですので第1四半期あたりと、第3四半期あたりを例年の計画といたしまして要望活動を行っておりますが、要望の先といたしましては、奈良県、それと奈良国道事務所、近畿地方整備局と、国土交通省、それと県内から選出されておられる国会議員の先生方といったところでございます。

○宮崎委員長 　よろしいですか。ほか、ございませんか。

　坂口委員。

○坂口委員 　157ページの花と緑のまちづくりですか、そこで、苗木の配布していただいているんですけど、毎年、小学生が入学記念に町の花であるサザンカの苗木を配布していただいているんですけど、今年度に、町の花としてツバキの花が採択されましたけど、今後、この小学生の配布はどのように考えられていますか。

○宮崎委員長 　松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 　今現在のところ、すぐにお答えできる中身ではございませんのですけども、内容変わってまいります中では、検討をしてみることとしたいと考えております。しかしながら、こう変えますというところで、今、お答えはあえていたすことできませんので、ご了解いただきたいと思います。

○宮崎委員長 　よろしいですか。ほか、ございませんか。

　私からちょっと、1つ聞きたいです。この前の集中豪雨のときに、けが人とか、事故とか、そんなのはなかったんですかね。

　上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 けが人等は、ございませんでした。

○宮崎委員長 それやったら、よかったです。

伴議長。

○伴議長 153ページのいかるがパークウェイの整備促進なんですが、これ、たしか以前、今のパークウェイが整備されると、やっぱり旧国道の渋滞ということで、特に王寺方面、非常に心配する声があると、私、質問させていただいたときに、王寺、三郷、斑鳩で共同して、国のほうですか、に何か、整備、旧国道の整備ということで何かしていただいた。あれ、いつの時期でしたか。何かしていただいたのは、僕、記憶あるんですけど。ちょっとその辺、詳しく教えてください。

○宮崎委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 昨年度からでございますけれども、王寺、三郷と当町が合同となりまして、三室交差点から王寺の本町1丁目交差点の間での現道改良要望という形で要望させていただいております。渋滞の対策の。

(「時期いつか聞いているだけやねん。いつ行ったか」と呼ぶ者あり)

○松岡都市整備課長 昨年の11月でございますけれども、国の関係機関への要望をさせていただいたところでございます。

○宮崎委員長 伴議長。

○伴議長 ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、これは、結局、3町の町長3名でいうか、そんな形で国のほうに行っていた、そんな感じになっておるんでしょうか。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 当然、これはもう、王寺町はですね、やっぱりこれ、いかるがパークウェイができるということになれば、やっぱり王寺が一番大変やと思います。それと三郷と斑鳩ということで、3町ちゅうことでですね、そういう要望でございます。

ただやっぱり国へ行きますと、今、一番焦点は、やっぱりいかるがパークウェイやと。早く25号線まで早くしていきたいというやっぱりこの気持ちありますから。やっぱりその王寺、斑鳩、三郷のその関係は、やっぱり25号線の開通してこそ、そういうこともあろうと思いますし、これからの設計とかいろいろな関係等については、やっぱり何年かかかると私は思っておりますし、このいかるがパークウェイでも、もう30年ほど近くかかっているわけですから。そういうことを考えますと、やっぱり、行ったからそう簡単にいけるんじゃないし、やっぱり先をどうしていくかちゅうことがございますし。

まだ斑鳩でも、やっぱりこの25号線の、あの関係の神南笠町線は、18メートルうちゅうやっぱりあれが残っていますからですね、それをどうしていくのかという問題もありますから。

そこらを十分検討しながら、やっぱり進めていきたいと思っております。

○宮崎委員長 伴議長。

○伴議長 それはもうおっしゃるとおりで、すぐにいくものじゃない。王寺のほうに対する、開通してから。せやけど、開通してしまえば非常に、今のままでは渋滞はもう多分解消されないだろうというのは、もうみんな。その後どないなるんやっていうのは、非常にみんな心配しておるんです。パークウェイは開通しても、その後渋滞していたら意味がないやないかというような、協力していただいた方も非常にそういう声がある中で、私が言うたの、これ、要望をしていただいたというのは、紙で要望していただいた。それとも、やっぱりちゃんと行っていただいたか、ちょっとそのあたり、お聞きしたいんですけど。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 当然これはもうやっぱり要望ですから、やっぱり書類を出して、そしてその担当のやっぱり政務官とか、あるいは事務官とかそういう方々に、国土交通省の関係の方々をお願いするということで、やっぱりその分は聞いていただきますけども、これからどうしていくかというその関係はですね、やっぱりそれはコンサルにかけるのか、あるいはそういうことをするのか、そういうことがこれからの大きな課題だと思います。

○宮崎委員長 伴議長。

○伴議長 ということは、町長が行っていただいたと。それで紙、書類を出して行っていただいたと、そういうことですね。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 当然それは3町が、王寺、三郷、斑鳩が行っているわけですから。もし私が行けなかったら、部長が行くとか。それは当然ございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、認定第4号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成29年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、決算の概要について、ご説明をさせていただきます。

座って説明を進めさせていただきます。

まず、公共下水道の供用開始の状況につきましては、前年度5,368戸から303戸ふえ、5,671戸のご家庭で利用可能となりました。そのうち、本年度351件の接続申請を受け、3,683件の皆様にご利用いただいております。供用人口14,750人に対し、接続人口が10,813人となり、水洗化率といたしましては、前年度の67.1%から73.3%となったところでございます。

それでは、平成28年度の公共下水道事業の決算状況について、ご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の216ページをお願いいたします。決算及び決算収支の状況では、歳入総額13億5,488万円、歳出総額は13億5,462万9,000円となり、歳入歳出差し引き25万1,000円となっております。

次に、217ページ、歳入決算の状況についてでございます。第2表、歳入決算の内訳で、分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金が3,510万円、使用料及び手数料では、公共下水道利用者の増加により、前年度より1,377万4,000円増の1億3,194万円となりました。国庫支出金では、前年度より3,937万6,000円減の2億9,062万4,000円となりました。次に、繰入金では、元利繰上償還金等の減に伴い、前年度より8,401万4,000円減の4億6,687万8,000円となりました。次に、町債では、前年度より1,590万円増の4億2,350万円となりました。

次に、218ページ、歳出決算の状況では、公共下水道費で前年度より2,742万8,000円減の8億1,348万6,000円、流域下水道費では、前年度より25

万4,000円減の1,233万4,000円、公債費では、前年度より5,634万2,000円減の5億2,880万9,000円でございます。

次に、歳出の主な内容について、ご説明させていただきます。

まず、219ページ、第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費、第1目 下水道総務費でございます。主な内容といたしましては、人件費でございます。また、接続の支援策として設けております排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度の利用件数は、当年度は3件のご利用があり、また、この制度を利用され返済を完了された方からの利子補給申請件数は1件あり、4,000円の利子補給をいたしました。また、企業会計への移行に向けた調査費といたしまして910万4,000円を支出いたしました。

次に、第2目 施設管理費でございます。その主な内容といたしましては、流域下水道センターへ支払います汚水の処理費用としての流域下水道維持管理負担金に係るものでございます。

次に、220ページ、第2項 下水道新設改良費、第1目 管きょ等新設改良費でございます。その主な内容といたしましては、公共下水道の整備で、龍田西2・4・7丁目、稲葉西1・2丁目、神南5丁目、法隆寺2丁目、法隆寺東1丁目、興留8丁目、目安北2丁目、法隆寺南2丁目、高安西1丁目地内などで約12ヘクタール、延長で約3キロの面整備を行いました。また、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援では、4件の補助を行い、累計で47件となりました。

次に、第2款 流域下水道費では、県が実施する浄化センター等の整備事業に対しまして、市町村負担割合に応じて支出いたしております。

次に、第3款 公債費では、元金及び利子の償還を行い、平成28年度末の起債残高は、前年度末より6,947万722円増の85億8,481万8,534円となりました。

今後も、公共下水道の整備を着実に進め、普及促進及び接続の向上を図るとともに、健全な下水道経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第4号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜わりまして、何とぞ原案どおり認定いただけますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、公共下水道事業特別会計について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

平川委員。

○平川委員 基本的なことをお伺いしたいんですけど、今、現状として、全体の構想の中の何割程度できているんでしょう。

○宮崎委員長 寺田下水道課長。

○寺田下水道課長 普及率といたしましては、まだ53%という状況でございまして、今現在の事業の計画では、293ヘクタールを整備計画として目標といたしておりますけども、29年度末で、来年3月末ですね、230ヘクタールの整備を完了する予定でございます。以上です。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、293ヘクタールの計画の中で、29年度末には230ヘクタールが終えられるということで、この数字だけ見るとものすごく割合が高く感じるんですけど、53%とかっていうと半分ぐらいなので、考え方としてどういうふうに考えたらいいんですか。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 これは簡単に言いますと、結局、公共升から宅升到申請いただくということが大きな問題で、団地とかそういうところはもうクリアしていますから。ある程度こういって、いつも議会から出てくるように、もう少し説明して努力をして、公共升から宅升到引いていただく努力をやっぱりしていけということでございますから、それをこれから努力をしていくということでございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、利用しようと思えば、接続する費用を各家庭が負担をすれば利用できる状況にあるという形は、29年度末には230ヘクタールという理解でよろしいんですか。

国の助成、補助金とかが入ってこないと最終的に整備が終わらないとは思いますが、今のところ、どのぐらいの Spann というのは、計画を見込んでおるのですか。

○宮崎委員長 寺田下水道課長。

○寺田下水道課長 一応、国のほうでは、10年概成にということで、この10年以内に未整備地区については整備をなささいということをおっしゃっておりますけども、なかなかその10年でこの斑鳩町内の未整備地域を解消するというのは、なかなか難しいことがございます。だから、これからの整備区域として町として考えているのは、当然、対費用効果を考えないといけませんので、そうしたことを念頭に、人口集中地域とか、そういったところを中心に整備を進めていきたいと考えておまして、今年度がその次の事業計画区域の決定する見直しの年度となっております、平成30年から平成36年の計画を、今、立てる準備をしておりますけども、そういったことを念頭に置きながら、今後、こういう下水道事業については進めていきたいとは考えております。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第32号 平成28年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、また、認定第7号 平成28年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての2議案につきましては、関連する議案ですので、一括議題として審査いたします。

理事者の説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、議案第32号 平成28年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号 平成28年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてのご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第32号

平成28年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
標記について、地方公営企業法第32条第2項の規程により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成29年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

次に、

認定第7号

平成28年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成29年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、平成28年度斑鳩町水道事業会計決算書によりご説明を進めさせていただき、あわせて平成28年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明をさせていただきます。

それでは、座って説明のほう、進めさせていただきます。

それでは、決算書の16ページをお願いいたします。

1. の概況につきまして、朗読をもってご説明申しあげます。

(1) 総括事項のうち ア. 業務状況でございます。本年度の業務量につきましては、契約件数が前年度より143件、1.3%増加し、10,967件となる中、年間総給水量は、前年度と比較して11,039立方メートル増の300万3,193立方メートルとなりました。1戸当たりの使用量は、口径20ミリで1か月平均19.3立方メートル、前年度19.6立方メートルとなっております。また、県水受水量は、前年度より4,524立方メートル減の201万1,902立方メートルとなりました。なお、有収率につきましては94.2%、昨年度94.6%と比較して、0.4ポイントの減少となったところでございます。

次に、イ. 建設改良費でございます。配水設備では、老朽管更新事業で工事1件、新設改良事業で工事3件、公共下水道築造工事で工事8件・委託8件であり、管延長で2,184メートル、前年度3,261メートルの工事などを行い、各地域への給水に必要な施設の整備に努めました。本年度の石綿管の更新は247メートル、前年度515メートルであります。浄水場設備では、前年度に引き続き、三井浄水場のろ過池設備の修繕工事を実施いたしました。以上、これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より2,871万8,280円減の2億1,805万5,240円となりました。

18ページから19ページをお願いいたします。各項目の工事別に、工事、内容、金額、工期等をお示しいたしております。

まず、19ページをお願いいたします。

配水設備改良費では、新設改良、老朽管更新、下水道工事等で1億9,724万9,040円、浄水場設備改良費で1,987万2,000円、営業設備費で93万4,200円、合計2億1,805万5,240円であります。本年度も、公共下水道の整備に伴い、支障となる配水管及び給水管の移設・更新並びに老朽管更新工事等を実施し、管網整備を行うとともに、円滑な水の運用を図るため、経年劣化した浄水場設備の更新に努めました。

それでは、恐れ入ります、16ページにお戻りいただけますでしょうか。

ウの財政状況につきましても、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

営業収支は、549万2,153円の営業損失、前年度営業損失1,698万5,900円となりました。

営業収益のうち、給水収益は、有収水量が前年度とほぼ変わりなかったことから、前年度に比べ13万5,129円減の6億758万8,420円となりました。なお、新設の申し込みの増加により、その他の営業収益は、前年度に比べ628万5,383円

の増となりました。

営業費用は、前年度より 889 万 4,733 円減の 6 億 3,780 万 7,609 円となりました。その主な内訳といたしまして、原水及び浄水費では、受水費等の減により 71 万 9,415 円の減、配水及び給水費では、前年度とほぼ同額で 57 万 8,339 円の減、総係費では、人件費等の減により 782 万 7,370 円の減、減価償却費では、457 万 1,700 円の増となりました。

また、営業外収支では、長期前受金戻入 7,857 万 1,312 円や雑収益などの営業外収益 7,958 万 5,202 円から企業債の支払利息 2,621 万 8,686 円などを差し引き、5,336 万 6,516 円の利益となりました。

以上、これらの収支を差し引きした結果、当年度の純利益は 4,787 万 4,363 円、前年度純利益 3,437 万 9,654 円となりました。

次に、資本的収支では、収入総額 1 億 6,222 万 7,800 円、支出総額 2 億 7,695 万 3,286 円、差し引き 1 億 1,472 万 5,486 円の支出超過となり、この支出超過額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

次に、17 ページをお願いいたします。

(2) に議会議決事項、(3) 職員に関する事項の (ア) に職員の配置状況をお示しさせていただきます。

次に、20 ページをお願いいたします。

業務量に関する事項の説明をさせていただきます。

行政区域内人口につきましては 28,205 人で、前年度より 1 人増であります。平成 29 年 3 月 31 日現在の人口でございます。年度末契約件数につきましては 10,967 件で、前年度より 143 件の増加であります。年間総給水量につきましては、前年度より 11,039 立方メートル増の 300 万 3,193 立方メートルであります。県水受水量につきましては、前年度より 4,524 立方メートル減の 201 万 1,902 立方メートルであり、年間有収水量は、昨年度より 2,950 立方メートル減の 282 万 8,251 立方メートル、有収率は 94.2%、昨年度と比較して 0.4 ポイントの減でございますが、依然高い水準を維持している状況でございます。また、有収率につきましては水道の経営に大きく影響することから、毎年度漏水調査を実施することにより、漏水箇所の早期発見、早期補修に努めてまいりたいと考えております。なお、有収率につきましては、平成 27 年度の全国平均は 90.0%でございますが、当町におきましては、全国平均を上回る約 95%前後で推移している状況でございます。

また、平成28年度水道事業会計決算資料の資料3をお願いいたします。資料3でございます。平成21年度からの1戸当たりの口径別使用水量の推移及び給水収益の推移をお示しいたしておりますが、平成21年度に比べ、口径13ミリ、口径20ミリともに約12%減少している状況でございます。

恐れ入ります、決算書の20ページにお戻りいただけますでしょうか。

供給単価は、1立方メートル当たり消費税抜きで214円83銭でございます。給水原価につきましては、1立方メートル当たり消費税抜きで234円78銭でございます。

次に、21ページをお願いいたします。(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。

まず、①水道事業収益であります。前年度より340万2,696円増の7億1,190万658円であります。

営業収益では、有収水量がほぼ変わりがなかったことから、給水収益で13万5,129円の減、受託工事収益につきましては、本年度は受託工事はございませんでしたので皆減、その他の営業収益では、新規の加入がふえたことから628万5,383円の増など、259万9,014円増の6億3,231万5,456円となりました。

また、営業外収益では、前年度より80万3,682円増の7,958万5,202円となりました。

次に、②の水道事業費用は、前年度より1,009万2,013円減の6億6,402万6,295円であります。

営業費用では、前年度より889万4,733円減の6億3,780万7,609円であります。その内訳といたしましては、原水及び浄水費では71万9,415円減の3億3,796万9,528円であり、その主なものは県水の受水費でございます。配水及び給水費では、57万8,339円減の5,445万2,380円であり、その主なものは人件費と修繕費であります。受託工事費では、本年度は執行しておらず、355万円の減、総係費は、782万7,370円減の5,498万663円で、主なものは、人件費と委託料であります。また、減価償却費では、457万1,700円増の1億8,638万2,300円、資産減耗費では75万9,809円減の402万2,738円あります。

営業外費用は、前年度より119万7,280円減の2,621万8,686円あります。

次に、22ページをお願いいたします。

④に給水原価構成をお示しいたしておりますが、構成比率が最も高いのが、表中の項目区分の4行目の受水費で、39.3%となっております。1行目の人件費は10.7%、6行目の支払利息は3.9%、7行目の減価償却費は28.1%となっております。

また、26ページから28ページに平成28年度の収益的収支明細書を添付させていただきますが、後ほどご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、23ページからの会計でございます。

まず、(1)固定資産の取得であります。主なものでは、構築物の管工事については、総延長2,184メートルで1億6,499万円の取得であります。

建設仮勘定につきましては、差し引き273万2,000円の減であり、その内訳につきましては、30ページから31ページをお願いいたします。表外下段に建設仮勘定の内訳を、減少分と増加分として、事業名、場所、金額をお示ししております。その合計額といたしまして、(1)有形固定資産明細書の表中で、建設仮勘定の当年度増加分として、公共下水道築造工事に伴う配水管移設設計業務で944万8,000円、その右横、当年度減少分といたしまして、老朽管更新事業に伴う配水管・導水管布設替測量設計業務、公共下水道築造工事に伴う配水管移設設計業務、新業平橋横断配水管詳細設計業務等で1,218万円であります。

恐れ入ります、24ページをお願いいたします。

(2)重要な契約の要旨でございます。1,000万円以上の契約をお示しいたしております。

次に、(3)企業債及び一時借入金の概況でございますが、前年度末残高が13億5,767万3,762円、本年度借入高が5,500万円で、老朽管更新事業及び配水管整備事業の財源として借り入れを行いました。一方、本年度償還高は5,736万1,891円となり、本年度末残高につきましては、13億5,531万1,871円でございます。

これにつきましては、32ページ、33ページに企業債の明細をお示しいたしております。32ページ、33ページをお願いいたします。

33ページの表の最下段に残高をお示しさせていただいております。13億5,531万1,871円となっている状況でございます。

恐れ入ります、24ページをお願いいたします。

(3)企業債及び一時借入金の概況の(イ)一時借入金でございますが、本年度中に

おけます一時借入金はございません。

次に、（４）その他の会計処理に関する事項についてでございます。（ア）他会計補助金について、町の一般会計からの補助金はございません。（イ）は、たな卸資産の購入限度額の執行額と仮払消費税額について記載をいたしております。

以上が、水道事業の全般についての報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせていただきます。

恐れ入ります、２ページから３ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、ご説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。水道事業収益では、最終予算額７億５，９５９万１，０００円に対しまして、決算額７億６，１７６万８，３７８円、差し引き２１７万７，３７８円の増となっております。第１項の営業収益では、予算額６億８，０７０万円に対しまして、決算額６億８，２１３万９，２０１円、差し引き１４３万９，２０１円の増。第２項の営業外収益では、予算額７，８８９万円に対しまして、決算額７，９６２万９，１７７円で、差し引き７３万９，１７７円の増。第３項の特別利益では、予算額１，０００円に対しまして、決算額は０となっております。

次に、支出でございます。水道事業費用では、最終予算額７億４，９５８万７，０００円に対しまして、決算額７億５５７万４，１４０円で、４，４０１万２，８６０円が不用額となっております。第１項の営業費用では、予算額６億９，８７８万７，０００円に対しまして、決算額６億６，６９１万９８０円で、差し引き３，１８７万６，０２０円の不用額で、不用額の主なものは県水受水費でございます。第２項の営業外費用では、予算額４，０７０万円に対しまして、決算額３，８６６万２９５円で、２０３万９，７０５円の不用額となっております。第３項 特別損失では、予算額１０万円に対しまして、決算額２，８６５円で、差し引き９万７，１３５円の不用額、第４項の予備費につきましては、予算額１千万円につきましては未執行でございます。

次に、４ページから５ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、ご説明させていただきます。

資本的収入で、最終予算額１億４，８２７万５，０００円に対しまして、決算額１億６，２２２万７，８００円で１，３９５万２，８００円の増であります。決算額の内訳といたしましては、第１項の企業債で５，５００万円、第２項の工事負担金では１億７２２万７，８００円あります。

次に、資本的支出では、最終予算額３億１，８６４万２，０００円に対し、決算額が

2億7,695万3,286円で、不用額は4,168万8,714円であります。決算額の内訳といたしましては、第1項の建設改良費で2億1,959万1,395円、第2項 企業債償還金では、5,736万1,891円であります。

また、表の欄外に明記いたしておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億1,472万5,486円は、減債積立金300万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額822万7,538円、過年度分損益勘定留保資金1億349万7,948円で補填いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

損益計算書の説明をさせていただきます。

1の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益の合計で6億3,231万5,456円、2の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で6億3,780万7,609円で、差し引き549万2,153円の営業損失であります。

次に、3の営業外収益は7,958万5,202円で、4の営業外費用は、支払利息等で2,621万8,686円、差し引きいたしますと、5,336万6,516円となります。

そして、営業損失と営業外収益を差し引きいたしますと、経常利益は4,787万4,363円となり、当年度純利益は、同額の4,787万4,363円でございます。前年度繰越利益剰余金は9,295万1,623円、その他未処分利益剰余金変動額が8億8,936万4,192円であり、その結果、当年度未処分利益剰余金は10億3,019万178円となりました。

次に、7ページをお願いいたします。

ここで、議案第32号 平成28年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてとあわせてご説明をさせていただきます。

まず、剰余金計算書でございますが、当年度の利益剰余金の変動額といたしまして、表の中ほど、当年度変動額の行でございますが、減債積立金で300万円を処分いたしました。その結果、表の最下段、中央より右側でございますが、当年度末利益剰余金残高は、利益積立金3,850万円、建設改良積立金1億400万円、当年度未処分利益剰余金10億3,019万178円、合計11億7,269万178円でございます。

次に、当年度末資本剰余金残高につきましては、表の中央より左側の最下段でございますが、工事負担金、受贈財産評価額の合計で、1億1,648万1,293円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

先ほど、6ページの平成28年度斑鳩町水道事業損益計算書及び7ページの平成28年度斑鳩町水道事業剰余金計算書におきましてご説明をさせていただきました内容から、本決算書におきまして、平成28年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書(案)といたしましてお示しさせていただいております。この表の右端の欄でございますが、当年度未処分利益剰余金10億3,019万178円のうち、減債積立金及び利益積立金として300万円をそれぞれ積み立てたいと考えております。その結果、翌年度繰越利益剰余金といたしましては10億2,419万178円となる処分計画であります。

以上が、議案第32号 平成28年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明とさせていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

5. 平成28年度斑鳩町水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。これは、資金の変動に関する的確な情報を得ることを可能にされたものであります。

まず、Ⅰ業務活動によるキャッシュフローといたしまして、当期純利益、減価償却費、支払利息等を計上し、1億7,091万7,793円、Ⅱ投資活動によるキャッシュフローといたしまして、有形固定資産の取得による支出、建設改良費未払金の増加額等を計上し、2億764万5,012円のマイナス、Ⅲ財務活動によるキャッシュフローといたしまして、建設改良企業債による収入、償還による支出、リース資産の減少額を計上し、346万8,296円のマイナス、Ⅳ資金増加額4,019万5,515円、Ⅴ資金期首残高3億7,403万1,957円を計上した結果、Ⅵ資金期末残高は、3億3,383万6,442円となりました。

次に、10ページから11ページ、平成29年3月31日現在の貸借対照表でございますが、まず、10ページの資産の部でございます。

有形固定資産の合計額は、中段にありますように、53億1,847万1,036円となっております。明細につきましては30ページから31ページに明記いたしておりますので、これにつきましても、後ほどご参照くださいますようお願い申し上げます。

次に、無形固定資産といたしまして、電話加入権25万500円、リース資産が106万9,574円、投資が123万2,000円で固定資産合計は、53億2,102万3,110円でございます。

次に、流動資産でございますが、現金及び預金が3億3,383万6,442円、未収金等は1億5,936万6,996円で、この内訳につきましては、38ページの未

収金一覧表に明記いたしておりますので、またこれにつきましても、後ほどご参照くださいようお願い申し上げます。

次に、貯蔵品 5 4 0 万 3, 6 6 3 円、流動資産合計で 4 億 9, 8 5 0 万 7, 1 0 1 円となり、資産合計が 5 8 億 1, 9 5 3 万 2 1 1 円となります。

次に、11 ページ、負債の部でございます。

固定負債といたしまして、企業債 1 2 億 9, 4 6 2 万 2, 6 4 2 円、リース債務 9 万 3, 4 4 3 円で、特別修繕引当金 6 5 0 万円、合計 1 3 億 1 2 1 万 6, 0 8 5 円。

次に、流動負債でございます。企業債、リース債務、未払金等で 2 億 1, 2 7 8 万 5 1 円となっております。このうち未払金等の内訳につきましては、38 ページの一覧表にお示しいたしておりますので、これにつきましても、後ほどご参照くださいますようお願い申し上げます。

また、繰延収益は、長期前受金で、2 2 億 3, 5 4 4 万 9, 1 5 8 円となり、負債合計では、3 7 億 4, 9 4 4 万 5, 2 9 4 円となります。

次に、資本の部でございますが、自己資本金が 7 億 8, 0 9 1 万 3, 4 4 6 円、これは、水道が一般会計から企業会計に切りかわったときの分を資本金に充当されているものに一般会計からの出資金及び積立金処分量を加えたものでございます。

次に、剰余金でございますが、資本剰余金として、先ほど 7 ページでご説明させていただきましたとおり、工事負担金等で合計 1 億 1, 6 4 8 万 1, 2 9 3 円、利益剰余金といたしましては、利益積立金 3, 8 5 0 万円、建設改良積立金が 1 億 4 0 0 万円、当年度未処分利益剰余金 1 0 億 3, 0 1 9 万 1 7 8 円で、利益剰余金合計では、1 1 億 7, 2 6 9 万 1 7 8 円となります。そうしたことから、剰余金合計は、1 2 億 8, 9 1 7 万 1, 4 7 1 円であります。

結果、資本合計は 2 0 億 7, 0 0 8 万 4, 9 1 7 円となり、負債・資本合計といたしましては、5 8 億 1, 9 5 3 万 2 1 1 円となります。

次に、12 ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項やキャッシュフロー計算書に係る事項、貸借対照表等に関する事項、リース契約により使用する固定資産に関する事項などの公営企業の経理・運営に係ります重要な事項を注記といたしまして記載をいたしております、これにつきましても、後ほどご参照くださいますようお願い申し上げます。

次に、39 ページをお願いいたします。

内部留保資金明細書でございますが、これは、企業の運転資金と言われるものでござ

います。このページの中ほどで表最下段の合計欄にありますように、前年度からの繰越額は2億9,111万2,000円で、当年度処分額は1,123万9,000円、当年度発生額は6,766万3,000円の増額となり、翌年度繰越額は、3億4,753万6,000円となりました。

次に、40ページには、水道経営状況の推移分析に参考といたしまして、過去4年分の累年別損益計算書を、また、41ページには累年別貸借対照表をお示しいたしておりますので、経営分析のご参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

また、42ページ以降には主な経営の分析比率表をお示しいたしており、右端に全国平均の数値を掲載いたしておりますので、後ほどご参照くださいますようお願い申し上げます。

次に、資料3をお願いいたします。1戸当たり使用水量年度推移でございます。各口径ともに平成21年度より毎年度減少傾向になっており、給水収益では、平成21年度より約7,000万円程度の減少となっております。

次に、資料4の石綿セメント管の改良状況でございます。次のページの資料4でございます。平成28年度では247メートルを改良、平成29年度では240メートルの改良を予定いたしております。

次に、資料6をお願いいたします。財政推計表でございます。平成37年度まで推計いたしております。資料の中ほどにございます収益的収支差引(a)－(b)の欄をごらんいただきたいと思います。平成26年度は約3,513万円の利益となり、平成27年度では約3,438万円の利益、平成28年度は約4,787万円の利益が発生いたしております。推計では、平成29年度以降におきましても、減少傾向がうかがえるものの、利益が得られる状況で推移すると予測をいたしております。

一方、資本的収支は、下水道関連工事、石綿管や塩ビ管及び施設等の改良費用などが発生し、一番下から2行目でございます、運転資金としての当年度補填財源といたしましては、平成28年度で約3億4,754万円となっており、平成29年度以降におきましても補填財源は確保できるものと見込んでおります。

現在試算いたしております財政推計におきましては、社会経済の大きな変動がないと仮定した場合、本町の水道事業は、引き続きほぼ安定的に推移するものと考えておりますが、昨今の少子高齢化や節水意識の向上などにより年々給水量が低下していく中、経営の一層の効率化や計画的な施設の更新など、安定した水道水の供給を持続させるためには必要不可欠なことでございます。そのためにも、経営基盤の強化を図るとともに、

健全な水道事業会計の運営に努めてまいり所存でございます。また、予算、決算や水質検査等の状況につきましても広報紙を通じてお知らせしておりますが、今後も引き続き定期的にお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上で、議案第32号 平成28年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号 平成28年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおり議決もしくは認定いただけますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、水道事業会計について、質疑をお受けいたします。よろしいですか。

平川委員。

○平川委員 決算の意見書で監査委員さんが指摘されていた件ですけれども、建設改良積立金をもう少し積み増しするべきじゃないかっていう指摘なんですけれども、そのことについては、いかがなんでしょうか。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 ご指摘いただいた件につきまして、今後、やはり老朽管の更新とか、公共下水道整備の拡大に伴いまして水道管も入れかえしていく、それに当たって、建設改良費がやって出費がかさんでくるのではないかとのご心配いただいております。

我々につきましても、やはり、今回、減債積立の利益積み立てをしておりますが、今後、適切な事業計画を樹立するとともに、それに合わせまして建設改良積み立ても計上していきたいと考えておりますので、いろいろと、まずは整備計画を樹立していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 建設改良積立金には積み立てはされていないけれども、そのための費用は十分に確保はできていると考えていいんでしょうか。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 未処分利益剰余金とかいろいろな説明のところではございましたけれども、まずは純利益もあります。そうしたことで、利益の余ったところにつきましてはそれに充てるというようなことで調整していきたいと考えております。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

小林委員。

○小林委員 資料5、見させていただきまして、ここに数字載っているんですけども、催促状、督

促状とかされまして、この中で、どうしてもですね、役場の職員さんが住民さんと会えずにですね、休水手続きとかされた件数があれば教えていただきたいのと、負担の公平性からですね、公共料金はやっぱり負担の公平性が優先されますので、なかなか、コスト以上の回収費用がかかっていると思うんですけども、今はどういう体制で対応されているのかをお伺いしたいと思います。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 給水停止につきましては、具体的に、大体月20件から30件、平均、作業かかっております。ただし、やはりいろいろなことがございまして、督促とか、催告とか、段階踏んでいく中で、給水停止も最終的には通告しますが、その段階で支払っていただくというのが大半でございます。ですから、実際に止めたままになるというのは、2件か3件程度でございます。

最終的には、実際にそのご本人さんに、どう言ったらいいんですかね、直接お会いできるよう、催告していきます。まずは停止した状態で、もし出なかったらすぐに連絡いただいておりますので、その中で、例えば支払いが、いろいろな状況もあると思いますので、その状況を確認した上でいろいろと協議を進めさせていただいております。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 それに対応されるのは、課長ともう1人ぐらいというふうな対応の仕方でいいんですかね。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 一応課長補佐、今、現段階では、課長補佐、係長で対応していただいております。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 水道っていうのは、災害のときの、電気ももちろんですけども、本当に一番大事なライフラインですけども、そういった災害時のときに、どこかで管が破れて水が漏れたっていう、そういったことに対応するっていうことが、職員さんの中ではやっぱり何か、マニュアルというか、訓練というか、されているんでしょうか。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 私ども、災害対応マニュアルいうのを持っておりまして、それに準じた形で対応できるように、もしくは現場の作業につきましても、業者との連携とれるよう、マニュアルをつくって対応しております。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

平川委員。

○平川委員 先ほどの、給水停止で止めたままっていうのが月に2、3件っていうことなんですけど、これは、空き家になっていたり、高齢者の方が施設に移られて家が残ってっていう状況なのか、それとも実際にそこで生活はしているけれども支払いができなくて給水停止になっているのか、そのあたりって、どうですか。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 まず、給水停止しますと、お留守の場合があるんですね。帰ってこられて、蛇口ひねって水が出ない。まず、連絡いただきます。そうしたときに、職員が行って、お話しさせていただいて、状況を確認した中で、その状況に応じて支払いの段取りを進めていただいているっていうのが事実でございます。

長期お留守されるところにつきましては、毎月の検針のときに、メーターのカウントが上がっていないっていうのがわかりますので、そのお方につきましては、まず、ポストに、お留守ですか、もしくはどこか行かれていますのかというように周知できるように対応させていただいております。それらにつきましては、まず、どう言うたらいいのかな、ミスのないような形で進めるように対応しております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 といいますと、生活困窮のために給水を停止されているというケースは、あるんですか、それでも、その中でも。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 生活困窮っていうことよりも、そういった方につきましては、例えば税でも一緒ですけども、分割納付していただくとか、お支払いできるときに、誓約をとってその料金をお支払いしていただくというような形で対応させていただいております。決して、困窮しているから、支払いできないから止めてしまうとかいうことではございません。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

伴議長。

○伴議長 これの、認定7号のこの議案書の10ページの。前、一度言うたかもわかりませんが、電話の加入権。これもう、結構もう民間の会社では、もう加入権を外してしまうと。もうこの帳面から外す。現実問題として、もう電話の加入権というのはほとんどもう価値がないと。その昔は価値がありましたけど。今現在やったら、これ、もう抜くケースが多いんですけど、このあたり、どうですか。

○宮崎委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 ちょっと、今、ご指摘いただきましたものにつきましては、ちょっと検討させ

ていただきます。すみません、ありがとうございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、水道事業会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れかえのために、3時まで休憩いたします。

(午後2時42分 休憩)

(午後3時00分 再開)

○宮崎委員長 それでは、再開いたします。

教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第2款 総務費のうち教育委員会所管に係る事業について、説明をさせていただきます。

施策の成果報告書の70ページをお願いいたします。

第1項 総務管理費、第11目 青少年対策費では、青少年の健全育成のため、青少年問題協議会が中心となって、青少年に対する声かけなど夜間を中心とした巡回補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めたところであります。また、青少年の非行防止月間や子ども・若者育成支援強調月間に合わせて啓発活動を行い、住民の方々に青少年の健全育成についての意識の高揚、協力要請、また、協議会組織の周知に努めたところであります。

すみません、座らせてもらいます。

さらに、青少年のあらゆる悩みごとに対し相談事業を実施し、学校等と連携するなど、青少年を含めた住民への悩みの解消に努めたところであります。

以上をもちまして、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜われますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 青少年の育成のためのいろいろなことに取り組んでいただいて、ありがとうございます。

1つは、青少年悩み事相談の実施ということですが、町が行っている、住民の方

とか全般に対してのほかの相談事業もありますけれども、その辺との関連と、青少年に特化した悩み事っていうので、最近どういったような傾向があるのかとか、そういう内容についてのこともおっしゃってください。

○宮崎委員長 濱委員、マイク入っていますかね。反応していない。

今の質問、わかりますか。

中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 まず、1点目でございます。青少年悩み事相談以外のほかの相談の区別等でございますけれども、役場におきましては、行政相談でありますとか、人権相談でありますとか、その区分を分けて相談業務を行っております。

この青少年悩み事相談につきましては、ある程度幅を持って相談をお受けさせていただいているところでございまして、28年度、相談の中でですね、特に特徴的なところといいますと、過去に少なかった子育て相談等も出てきておりますので、子育ての相談等につきましては保健センター等でも行っておりますけれども、こちらでも件数として出てきております。その他では、青少年ですので、高校生でありますとか中学生の子たちが、学習に対する不安でありますとか、学校での人間関係の相談でありますとか、そういう相談が寄せられているところでございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 すみません、先ほどの行政相談だったり人権相談っていうのは役場の中に設置している場所で行われている分だと思えますけれども、この青少年の悩み事相談っていうのは、同じように役場の中であるのか、または学校であるのか、その辺のところ、教えてください。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 この青少年の悩み事相談って申しますのは、中央公民館に相談員を配置いたしまして、相談を受け付け、これは来ていただかなくても、電話相談も対応しているところでございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。そうしたら、中央公民館に何曜日のいついるとか、そういうような形でしているのに、ご父兄の方というか、保護者の方が行かれたりとか、または本人が行ったりとかいうことで、または電話をするということで受け付けているということではないんでしょうか。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 そのとおりでございます。相談日につきましては、毎週火曜日、金曜日、土曜日の午前9時から午後4時までという時間を設けておりまして、相談を受け付けているところでござ

ございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

小村委員。

○小村委員 今の青少年悩み事相談の件数がですね、非常に、27年度、28年度、ふえているところが目立つんですけども、これ、一時的なものなのか、29年度、現在までの数字を見て、どういった傾向で、これ、ふえているのかなっていうの、もしわかるなら、教えてください。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 例年、件数的には増減があるんですけども、特にこの28年度、今まで、過去5年間ぐらい見る中でなんですけれども、この、先ほど少し申しました、保護者の方の子育てに対する相談件数っていうのが、今回、28年度で16件ございました。例えば27年度であれば、それが1件、26年度であれば7件、25年度であれば3件であって、ほかはあんまり変わっていないんですけども、この辺の子どもを育てるに当たっての不安っていうのが、今回の、28年度の特徴と分析しているところでございます。

○宮崎委員長 小村委員。

○小村委員 29年の、今の、今までのやつって、わかりますか。ことしも多いのかな。

なかったら、またでいいです。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 すみません、29年度の、現在の基本の数字は持っておりませんので、すみません、また。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

小林委員。

○小林委員 実人数の、保護者の実人数、教えていただきたいです。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 匿名等で受け付けているところもありまして、104件の方で139回、1人の方が2回っていうのもあるんですけども、ちょっと実人数までは把握できていないところでございます。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 保護者の相談16件のうちの、16件の実人数。16件を1人でされたのかもわからないですかね。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

○小林委員 はい、わかりました。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第3款 民生費のうち、教育委員会所管に係る事業について、説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

施策の成果報告書の102ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費では、学童保育室の指導員の賃金や施設の維持管理に要する費用が主なものとなっております。平成28年度では、斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室、斑鳩東学童保育室で合計318人が利用し、また、斑鳩東学童保育室ではエアコン取替工事を実施するなど、適切な維持管理に努めたところであります。

以上をもちまして、第3款 民生費のうち教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜われますよう、お願い申し上げます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 学童保育のことで、102ページです。学童保育の時間延長について、少し、どのぐらいの数なのかとか、その辺のところも含めて、お願いできますか。

○宮崎委員長 わかる。今年度からやから。

中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 延長保育につきましては、29年のこの4月1日から実施している事業なんですけれども、今、具体的な数字は持ち合わせていないんですが、延長保育を利用されている、申込件数的には、あまり多くなくてですね、指導員、ほとんど1名の範囲内で日々行っているところがございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

平川委員。

○平川委員 学童保育の利用者数は、今、27年度から28年度にふえている状況ですけれども、今年度の人数がわかりますでしょうか。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 今、平川議員のご指摘のように、平成27年度、これ、3月1日現在なんですけれども、301名、28年度が318名でございます。この9月1日の直近で申しますと、365名の方が申し込まれている状況でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 学童保育、たまにのぞきますと、すごく過密になっている状況で、本当に、数年前に比べると本当に混雑しているかなっていう印象を受けるんですけども、指導員の人数は、この27年度、28年度、今年度、どんなふうに変わってきているんでしょう。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 学童保育の支援員、ちなみに支援員につきましては、児童20人に対して1人を配置しなければならないというふうになっているんですけども、27年度につきましては、301名の児童に対しまして、指導員としては20名を配置しておりました。28年度につきましては、318名に対しまして21名の支援員を配置しておりました。29年度につきましては、29年度からは補助員っていうのを設けておりますので、人数が若干ふえておまして、全部で29名、一応、在籍しております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 29人の中で、補助員だけでは子どもたちを見られないと思うんですけども、なので、補助員と指導員との内訳ってどうなっているんですか。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 補助員の数につきましては5名ですので、通常の支援員、資格を持った支援員につきましては24名、補助員が5名という内訳でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 現状としては、規定には則しているという状況のように思いますけれども、なかなか指導員の人も、勤務の状態、早く帰られる方、また早い時間だけいらっしゃる方っていう、そのシフトの関係で、この29人全員が常にいらっしゃるわけじゃないという状況だと思うんですけども、そういう中で人数がふえているっていうことで、以前一般質問でもさせていただいたときには、黎明保育園も、今後、学童保育を整備していかれるのでっていうことで、その推移をっていう説明だったんですけども、その説明については、今も変わりはないんでしょうか。

○宮崎委員長 清水教育長。

○清水教育長 基本的には、そういったことでございます。万が一、黎明さんが受け入れていただいても、こちら、ふえていくっていう状況になれば、それはそれでまた検討をしていく必要があるか

ということになります。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 本当に、机を置いていると遊ぶスペースがないぐらい混雑していますので、そのあたり、やはり改善に向けて検討していただきたいというふうに要望いたします。

それと、一般質問で木澤議員さんも質問されていたんですけれども、障害を持ったお子さんの対応について、福祉の部分でも保育所の状況とかお伺いしたんですけれども、やはり子ども・子育て支援法の関係もありまして、地域の中で障害のお持ちのお子さんを受け入れていこうという国の進め方もあると思いますので、そのあたりについて、現状と、また今後のことについて、もう一度お伺いしたいと思います。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 学童保育についてっていうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中原生涯学習課長 学童保育につきましては、現在行っている障害をお持ちの児童の対応といたしましては、そういった何らかの障害をお持ちの児童の保護者から申し込みの相談があった場合につきまして、まず、その小学校の特別支援の先生でありますとか、私どもの学童保育の支援員、それと保護者とが面談、相談をいたしまして、その子を受け入れるに当たりましてはどういった体制を組まなければいけないのか、どういった環境が大事なのかというところを話し合いをしまして、例えば、今、29年度受け入れておりました障害をお持ちの児童の子でありましたら、やはり目を離せない状況がございましたので、どうしても支援員を、専属ではないですけれども、つけないとやっぱり対応が学童では難しいのかなというところがございますので、こちらのほうで支援員を募集しまして、1名受け入れて、プラスアルファという形で受け入れをさせていただいたところです。

今後です、そういった障害をお持ちの児童からの申し込みがありましたら、その個別、個別の対応になりますけれども、受け入れるということで、方向で取り組んでいきたいと思っております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 現在、学校において特別支援学級に通っておられるお子さんで学童にいらっしゃるお子さんってというのは、何人いらっしゃるのでしょうか。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 現在、9月1日以降の段階では、0人となっております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 酸素を背負っておられるお子さんとか、何か医療的なそういう支援が必要なお子さんに

についても、受け入れる体制はあると考えていいんですか。

○宮崎委員長 清水教育長。

○清水教育長 当然ケースバイケースで、どんな対応ができるのか、どこまで対応できるのかっていうことも含めましてですね、検討の上、その都度、その都度、判断してまいるということになると思います。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 できる限り、児童ですとか保護者の方の希望に応えられるような今後の体制をつくっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第9款 教育費について、説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の163ページからでございます。

座って説明をさせていただきます。

163ページの第1項 教育総務費であります。

第1目 教育委員会費では、教育委員会の活動内容として、時代に応じた教育や特色ある教育、また、生涯学習・文化等に関する教育行政全般の方針の審議や学校計画訪問等を実施しております。また、本町では「育てよう和の心」を教育スローガンとしており、和の精神を誇りを持って継承していこうとする子ども達の育成を図ることにより、斑鳩を愛し、安らぎと活力の備わった豊かな郷土づくりに貢献できることを期待しております。

続きまして、第2目 事務局費では、交流活動の推進として、大阪府太子町、兵庫県太子町、そして本町の中学生が、各地域の歴史文化の紹介でありますとかグループワーク等により交流を深めました。

次に、時代に応じた教育内容の充実では、町議会のご協力を得まして、子ども模擬議会をこたしも開催するとともに、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進に努めました。

次に、164ページ、教育環境の整備・充実では、小中連携教育の実践として、小学

校と中学校の教職員が連携し、小学校から中学校への円滑な進学ができるよう、英会話教育や道徳教育、小中交流事業を推進いたしました。また、平成28年9月から、教員OB等により、学力及び学習意欲の向上等を図ることを目的に学習支援事業を実施いたしました。小学生は第4学年から第6学年までの児童で希望する者を対象に火曜日・木曜日の週2回、中学生は全学年を対象として希望する者に水曜日の週1回を実施しております。利用料として児童生徒1人当たり月額1,000円を徴収いたしておりますが、低所得世帯等については利用料の減免を行っております。

次に、165ページでは、相談体制の充実で、医師や学校関係者による就学指導委員会を開催し、障害のある児童・生徒等に対し、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導に努めました。

次に、住民と行政の協働によるまちづくりとして、畿央大学大学院准教授福本貴彦先生により、中学1年生を対象に特別講座を実施いたしました。

次に、166ページ 第3目 私立学校振興費では、私立幼稚園に就園している園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部について補助を行いました。平成28年度では、子育て支援の推進を図ることから、低所得の多子世帯について、第2子の保育料を半額に、第3子以降の保育料は無料となるよう減免額の改定を行いました。また、低所得のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額に、第2子以降の保育料は無料となるよう改定を行ったところであります。

第4目 スクールカウンセラー事業費では、これまで、県事業として両中学校にそれぞれ1名がスクールカウンセラーとして配置され、臨床心理の視点からの的確なアドバイスを行っております。また、心の教室相談員が生徒の相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、また、ストレスの軽減などに努めたところであります。

続きまして、167ページ 第2項 小学校費であります。

第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実として、小学校の運営に係る費用で、学校用務員の人件費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理を行っております。各小学校の和式トイレの洋式化、斑鳩小学校の渡り廊下等耐震補強設計業務及び浄化槽解体工事、斑鳩西小学校の照明設備LED化工事を実施いたしました。

続きまして、168ページであります。

第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、特別活動の推進で、児童の自主性や個性を伸ばすため、各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等に助成を

行うとともに、情報教育の推進では、コンピューター機器等の活用により、児童の想像力及び表現力等を高めることに努めたところであります。

また、169ページ、日本伝統文化の学習では、児童の伝統文化に対する興味や関心を高めることなどを目的に、斑鳩小学校では能楽、西小学校では茶道、東小学校では和太鼓といった分野で伝統文化の学習を行いました。

次に、教育環境の整備・充実では、学校図書整備として、始業前の読書活動や読み聞かせなど児童の読書活動を推進する取り組みを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き町費で、3校で1名であります。学校図書司書を町費で配置いたしております。

次に、170ページ、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、小学校講師の配置では、町独自の少人数学級編制として、小学校第1学年、第2学年は1学級当たりが30人、第3学年から第6学年、中学校の3学年もそうありますが、1学級当たり35人を基準とした学級編制を町独自で実施いたしております。

また、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

次に、171ページ、第3目 保健体育費では、児童の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育並びに地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食の提供を行いました。なお、引き続き自校方式により調理を行うとともに、平成28年度から斑鳩小学校の給食調理・洗浄業務を外部委託したことにより、全ての学校において同業務を外部委託して実施しているところであります。

続きまして、172ページ、第3項 中学校費であります。

第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実で、小学校費と同様に、学校用務員の人件費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、光熱水費の支出など学校の維持管理を行っております。また、斑鳩中学校では、小学校費と同様に、渡り廊下耐震補強設計業務を実施いたしました。

次に、173ページ、第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、総合的な学習の時間を通して、キャリア教育でありますとか、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開など学校教育の充実を図っております。また、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を

図るため、文化活動や部活動、校外活動に対し助成を行うとともに、情報教育の推進では、コンピューター機器等の活用により、生徒の想像力及び表現力等を高めることに努めたところであります。

次に、174ページ、教育環境の整備・充実では、小学校と同様、読書活動を通じて生徒の人格形成や情操をより一層育むため、引き続き2校で、2中学校で1名の学校図書司書を町独自で配置し、学校図書室の充実を図りました。

次に、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、また、中学校の講師の配置では、町独自の少人数学級編制として、全学年で1学級当たり35人を基準とした学級編制を行っております。

次に、175ページ、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

続きまして、176ページ、第3目 保健体育費では、教育環境の整備・充実で、生徒の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育及び地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供いたしました。なお、引き続き自校方式により調理を行うとともに、調理・洗浄業務を外部に委託して実施しております。

続きまして、177ページ、第4項 幼稚園費であります。

第1目 幼稚園費では、良好な子育て環境づくりとして、幼稚園の運営に係る費用として、幼稚園教職員に係る人件費のほか、特別な支援を必要とする園児に対応するための講師の配置などを行い、幼児教育の充実を図りました。また、幼稚園園舎の修繕等の維持管理を行うとともに、平成29年度から、これまでの週2回の弁当給食から、週4回の温かい給食を提供するため、平成28年度において、事前準備として給湯室の改修及び給食用備品の購入等を行いました。また、特別な支援を必要とする園児の保育の充実のため、引き続き町費で臨時講師を各園3名配置するとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身につけるなどの研修を行ったところであります。また、178ページでは、健康診断を行い、園児の健康の保持増進に努めました。

続きまして、179ページ、第5項 社会教育費であります。

第1目 社会教育総務費では、まず、人権意識の高揚について、互いに認め合い、強いきずなで結びつき、生きていることや住んでいることの喜びを共感できる人権のまちづくりを進めるための研修機会として、引き続き人権セミナーを開催し、人権意識の高揚に努めたところであります。

次に、180ページの子ども・若者育成支援の充実についてであります。日常生活において学校や家庭では体験しにくい自然や社会での体験を通じて、自己の知識を広め、集団生活の大切さや各自の役割を学び、社会性を育み、自分を育てることや地域のリーダー育成を目的として、小学校第4学年から第6学年を対象としたホリディ学園を引き続き開講いたしました。また、青少年期における野外活動体験の重要性から、町外の野外体験活動施設を利用される青少年の健全育成を目的とする団体に対し、補助金を交付したところであります。

次に、交流活動の推進についてであります。20歳の青少年を祝うため、成人式を開催いたしました。平成28年度では、町制70周年記念事業として、法隆寺国際高校のダンス同好会によるアトラクションを披露していただきました。また、成人者の小中学校の恩師によるビデオレターを上映するなど、成人者の祝福に花を添えていただいたところであります。

次に、181ページ、第2目 公民館費であります。

まず、生涯学習の充実では、公民館まつりや公民館教室を開催し、住民の教養の向上、健康の増進等を図り、また、中央公民館の非常用照明電池改修や非常放送設備改修等を行い、施設の維持管理に努めたところであります。

次に、182ページであります。生涯学習・生涯スポーツの推進体制の整備についてであります。中央、東、西、各公民館の利用状況は、利用回数で7,440回、利用者数は10万2,296人となっております。

次に、同じく182ページ、第3目 文化祭費では、文化・芸術にふれる機会の充実で、各種芸術・文化の振興と芸術・文化に接する機会の提供や意識の向上を図ることを目的として、いかるがの里文化芸術祭を開催したところであります。

次に、183ページの第4目 文化財保存費では、まず、歴史文化資源の保全・活用について、開発に伴う発掘調査のほか、184ページになりますが、文化財収蔵庫の移転で、旧社会福祉協議会の建物用地の有効活用を行うため、文化財収蔵庫を旧あゆみの家に移転するとともに、旧社会福祉協議会の建物を解体撤去いたしました。古文書の保全・整理では、五百井地区の大方家文書の調査を文化庁の国庫補助事業として開始いたしましたところであります。町指定文化財候補の調査では、町指定文化財の候補となる文化財の基礎的な調査として、法隆寺若草伽藍跡中門推定地の発掘調査を実施いたしました。また、西里地区に所在する春日古墳については、春日古墳調査検討委員会の指導により、本格的な調査に向けた、気象でありますとか植生などの環境調査を実施いたしました。

次に、185ページの史跡藤ノ木古墳の石室特別公開につきましては、春季で2日間、秋季でも2日間開催し、それぞれ多数の方に見学をいただいたところであります。小田原市との文化交流事業の開催につきましては、小田原市の職員による小田原市の偉人である二宮尊徳について、大人向けと小学校6年生向けの2回の講演会を開催いたしました。次に、日本遺産の認定では、聖徳太子の太子道をテーマとしたストーリーを作成し、文化庁、関係市町村と協議を進め、平成29年2月に文化庁に申請書を提出いたしました。残念ながら、平成29年4月に不認定となったところでもあります。

次に、歴史文化の拠点づくりについてであります。史跡中宮寺跡については、史跡中宮寺跡整備検討委員会のご指導をいただきながら、引き続き整備工事を実施いたしました。

次に、186ページであります。第5目 図書館管理運営費では、生涯学習・生涯スポーツ施設の充実で、「斑鳩の記憶」デジタルアーカイブ化事業や聖徳太子歴史資料室講座の開催や、もらってくださいリユースボックスなどの図書活動に引き続き取り組みました。また、平成29年4月1日の電子図書館サービスの開始に向けてのシステムの導入を行いました。平成28年度の町立図書館の利用人数は16万6,814人で、貸出冊数は29万8,814冊となりました。また、中央、東、西公民館の利用人数は1万3,447人で、貸出冊数は3万8,786冊となりました。

次に、189ページ、第6目 文化財活用センター管理運営費では、歴史文化の拠点づくりで、文化財の情報発信として、通常展示とともに、特別展などの展示会や記念講演会などを開催いたしました。平成28年度の来館人数は1万321人で、開館からの総来館者数は8万6,022人となったところでもあります。

次に、191ページ、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費では、まず、生涯スポーツの充実として、恒例となっておりますマラソン大会について、近年の健康づくりブームにより、多くの方にご参加をいただいたところでもあります。また、友好都市スポーツ交流の推進では、平成28年度は、和歌山県上富田町において少年サッカー大会及びマラソン大会に参加し、スポーツ交流を行いました。

次に、192ページ、子ども・若者育成支援の充実では、ドッジボール大会の開催で、小学生の体力向上及び団体競技を通じた団結力を養成することなどを目的に開催されており、平成28年度もその開催を支援したところでもあります。

次に、第2目 町民体育大会費では、平成28年度については、天候不良が予想されたことから中止したところでもあります。

193 ページ、第3目 健民運動場費では、健民運動場、天満スポーツグラウンドの適正な維持管理に努めたところであります。

次に、第4目 町民プール運営費では、引き続き安全確保を第一に運営を行ったところであります。

次に、194 ページ、第5目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、中央体育館等の適切な維持管理を行ったところであります。平成28年度におきましては、中央体育館大屋根部分の修理を実施いたしました。また、トランポリン競技の充実を図るため、トランポリンを購入いたしました。

以上が、教育費の決算状況でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申しあげます。

○宮崎委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

濱委員。

○濱委員 164 ページのところから、お願いします。164 ページ、学習支援のところですが、小学生の4年生から6年生と、中学年から高学年の方たちが通われているんですけども、先ほどの学童保育との関係では、いかがでしょうか。両方上手に利用されている方がいるのか、その辺、教えてください。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 学童保育の利用者でございますけれども、特段、何ていうんでしょうかね、利用しにくいとかですね、そういう声は聞いてはいない状況でございますので。

(「学習支援行かざる人が学童にも行ってはるのかって
いうこと」と呼ぶ者あり)

○安藤教委総務課長 利用者はおりますけれども、現在、把握はしておりませんが、両方使うことについてですね、不便を感じるのか、そういったことは特に聞いてはおりません。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

両方の策を使って、小学校だったら週に2回なので、その日は学習支援を受けて、お迎えの時間まで、さっきの延長のことじゃないですけど、支援のほうは先に終わってしまうと、その後は学童でお過ごしになるということが可能やし、今のところ支障は何もないということですね。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 その辺はですね、相互連携をとりながら、終わったときには確実に学童保育へ行くなりとかですね、その辺のコミュニケーションはとってやっております。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 続いてお願いをします。166ページのスクールカウンセラーとか心の教室相談員の配置のことでお伺いします。先ほども青少年の相談ということがありましたけども、これはもう純然たる学校での相談で、専門の方が当たってくださっていると思うんですけども、その辺の状況を教えていただきたいのと、それから、プライベートなこともあるかもしれませんが、やっぱり困りごととか相談ごとしていくことの傾向とか、そういうことなどもわかれば教えてください。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 まず、スクールカウンセラーの配置、これ、県の事業でございますけれども、当初の説明でもございましたように、臨床心理のですね、資格を有する者が、これは県から派遣されていると。両中学校にですね、それぞれ2週間に1回程度派遣をしております。1回当たり6時間ですね、勤務に当たっているということでございます。

相談の内容でございますけれども、やっぱり一番多いのが、友人であるとかですね、人間関係の相談が最も多くなっております。その次は、子どもたち自身のですね、感情のコントロールっていうか、相談すると気持ちが落ちつくとかですね、そういう感情のコントロールに関すること、あと、また、その他ですね、学校生活全般にかかわることですね、そういった内容となっております。

続きまして、心の教室相談員の配置のほうなんですけれども、これは、斑鳩南中学校に、町費でですね、配置をしております。これは1週間に2日程度配置をしております。1日、1回4時間程度の勤務をしておるんですけども、こちらの相談につきましてもですね、やはり友人関係ですね、また、学業にかかわることの相談の内容というのがやはり多く占めておる状況です。この心の教室相談員につきましても、教員のOBというか、教員の資格を持った者をですね、町で雇用して配置しているというような状況となっております。以上でございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

その相談内容のことについてですけども、友人だったりとか人間関係の悩みということですけども、最近、メールだったりとか、そういうインターネットを使ってとか、

そういうのを媒体としてのね、いろいろ、いじめであったりとか、誹謗中傷とか、そのつもりがなくてもそれで傷ついたりとかいうような、昔にはなかったそういうものっていうのがあちらこちらで報道されたりもしていますけども、そういった相談については、どうですか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 いじめにかかわってはですね、県のスクールカウンセラー相談で、28年度で10件ございました。非常に、幅広いっていうか、相談内容にはなってきたりしております。ですので、当然おっしゃったように、インターネットであるとか、ラインでのですね、トラブルというの、実際にはございました。ですので、そういったことも当然指導をしながらですね、スクールカウンセラーもしくは生徒指導担当、管理職も含めましてですね、学校全体で適切な、そういうスマートフォン利用等も含めてですね、指導を行っているという状況でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 先ほど濱委員さんからも質問ありましたが、164ページの学習支援の実施ですけれども、今年度の利用者数を教えていただけますか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 9月の12日現在でございます。小学校で76名、中学校で16名、合計92名となっております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 人数も、中学校は減っていますが、小学校はふえているっていうことで、利用を希望される方のニーズがそれなりにあるというふうに理解してよろしいですかね。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 昨年9月からですね、始めまして、ここ、徐々に利用者がふえてきている。また、利用したいという問い合わせ等々もですね、ふえているような状況になっております。以上でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 指導される、何て言うのかな、指導員というんですか、広報でもずっと募集をされているんですけど、なかなかその確保が難しい状況なんではないですか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 なかなか、募集をしてもですね、集まらないという状況にはございますけれども、現在、各学校にですね、3名程度配置をしております。指導員が足りな

いとかですね、そういった状況にはございません。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 学校との連携というのは、どうなっているんでしょうか。ちょっと保護者の方から、通ってはいるんだけど、子どもの状態とか学習の進捗とかについて、教員の方との情報共有っていうのができているのか、どうなのかっていうことを、ちょっと疑問を投げかけられたことがあるんですけども、そのあたりは、いかがですか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 各学校です、実施しておりますので、その児童生徒の学習状況というのは、本当、こう、すぐにでもね、把握できるような状況にはなっているかと思えます。

連携につきましては、管理職、また、担任とですね、子どもたちの、ここが弱い、もう少し頑張らなければならないとかですね、そういったところも連携をとりながら進めているという状況にはございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 せっかく学校でやっているの、どういうところでつまづいているのかとか、そのお子さんの背景にあるものとか、そのあたり、情報共有していただければと思います。

続きまして、166ページなんですけれども、スクールカウンセラーの配置っていうのに入っているんですけれども、スクールソーシャルワーカーの配置が入っていないんですけれども、実態として、今、どういう状況で運営されているんでしょうか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 スクールソーシャルワーカーですけれども、月に2回か3回程度ですね、中学校のほうに派遣、これ、県のほうからですね、派遣をされております。最近の傾向としましては、やはり家庭のですね、トラブルっていうんでしょうかね、それで悩みを抱える児童生徒というのが、やはりあります。そうなりますと、例えば児童相談所との連携っていうのがですね、大変重要になってくるんです。そういうときに、やはりスクールソーシャルワーカーのですね、専門的なアドバイスというのが非常に的確にいただいています、学校としても大変助かっているというような状況でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 スクールソーシャルワーカーの情報共有っていうのは、学校との情報共有なんです。それとも、その児童の地域の民生委員さんだったりとか、そういう生活実態

のわかる、支援をしていただけるような地域の人との情報共有っていうのもされているんでしょうか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 学校とのですね、情報共有という形がもう中心となっているということです。実際、相談、ケース会議にですね、学校の教員と、あと、その子ども、当該生徒っていうんでしょうかね、そこにケースワーカーがですね、一緒に入って、相談しております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 今年度から、東小学校だったかな、県の社会福祉協議会のほうからもスクールソーシャルワーカーが派遣されていたりとか、あと、県社協のほうの学習支援の方が直接家庭に入って、学習されているようなこと伺っているんですけど、その辺の実態についてはどの程度把握されていて、また、今、町のされているそのスクールソーシャルワーカーだったり学校のケース会議だったりとかっていうところとの情報共有とか連携っていうのは、どうされてるんでしょうか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 東小学校にはですね、これ、いじめ相談員ということで、これ、県のですね、児童生徒のいじめ相談員配置事業というのを適用を受けて、これ、28年4月から配置しております。1週間に3日程度ですね、派遣をしているところでございます。

県の社会福祉協議会の取り組みなんですけれども、町で学習支援事業を実施しております。学習支援を利用する子どもたちですね、家庭環境、そういったところでですね、相談に乗る、何か、相談に乗る場ということでですね、県社協のほうから依頼がございまして、町としましても、ぜひともそういう場で利用していただきたいということで入っていただいているんです。

いじめ相談員につきましては、学校の生徒指導担当であるとかですね、管理職と、日々連携をとって、その具体の相談事例等に対応しているところでございます。

県の社会福祉協議会の事業につきましては、今のところ、そういった具体の相談というのは上がってきていないというような状況でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 学習のおくれが生じているその背景に、やはり生活実態、いろいろなことが、さまざまな要因がかかわっていることもあると思いますので、そうしていろいろな形で

いろいろな支援が入るのはいいんですけども、やはりそれがばらばらに動くんじゃないかって、ある程度連携して、情報共有してやっていっていただけたらと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

それと、167ページの和式トイレの洋式化なんですけれども、これは、今現在の進捗ってというのは、どの程度進んでいるんでしょうか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 本年度です。3か年計画で進めております。本年度、その2か年ということになっております。この夏休みにですね、もう3小学校全て、今年度の分は改修を終えております。全体ですね、約50か所改修する予定でございますけれども、そのうち約6割程度の改修を終えているということでございます。残りは来年度の実施する予定ということでございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。

それと、次、170ページに小学校の生活困窮世帯への支援っていうのと、あと、175ページに中学校の生活困窮世帯への支援があるんですけど、こちらの対象の人数を教えてください、あと、前年度との比較と、もし今年度の状況がわかれば、そのあたりの推移をお伺いできますでしょうか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 まず、小学校のほうでございます。小学校、平成28年度は147人をですね、認定しておりました。

(「要保護、準要保護で」と呼ぶ者あり)

○安藤教委総務課長 すみません、失礼しました。まず、小学校のですね、要保護がですね、18人、そして準要保護が147人、そして、中学校のですね、要保護が8人、そして、中学校の準要保護が95人を認定していたところです。

(「その前の年のは」と呼ぶ者あり)

(「推移と」と呼ぶ者あり)

○安藤教委総務課長 それです。申しわけございません、最近の状況、ここ5年のですね、傾向をみますと、5年前はですね、小学校の要保護ですが、19名認定しておりました。中学校では、5年前、これ、平成24年なんですけれども、11名ですね、認定していたということでございます。

このように、まず、要保護につきましては、全体の児童生徒に占める割合で見ますと、

5年前は1.3%前後で推移しておりましたが、28年度では1.1%ということになっております。減少はしておりますが、今後、注視して見ていく必要があるというふうを考えております。ちなみに、全国平均はですね、約1.5%程度という状況となっております。

今度は準要保護のほうなんですけれども、ちょうど5年前の24年当時は、小学校で125名、中学校では82名を認定していたということでございます。これも、割合、5年前の割合は9%前後で推移しておりました。最近では、それが10%前後で推移しているということで、わずかながら増加の傾向になっております。これもちなみに全国平均はですね、約14%となっております。

平成29年については、すみません、今、持ち合わせておりません。

今年度の年度途中の状況でございます。要保護のほうで、小学校で14名ですね、中学校で10名、準要保護が、小学校で143名、中学校で98名というような、これ、年度途中でございますけれども、内訳でございます。以上でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。

続きまして、178ページの幼稚園園長の配置ですけれども、一般質問でもさせていただいたんですけれども、西幼稚園で正規の職員が、4人の中で3人が退職されたという、それが必ずしも園長とのトラブルだけではないとは思いますが、やはり生え抜きのまま上に上がっていくという、そういう中の園の運営と、ほかから来られた園長が来て、上がってきた人については副園長からそれ以上上がることができないという、そういう仕組みの構造的なものもやはり何か影響しているんじゃないのかなというふうに思うんですけど、そのあたり、いかがですか。

○宮崎委員長 清水教育長。

○清水教育長 今の現状は確かに、園長については外部の人が来ていただいているという部分であります。その人がおるから、例えば自分が生え抜き、園長になれないということじゃなくって、従来、園長にすべき適当な人材がなかったということでございますけれども、今現在は、教頭心得から教頭に上げて、将来的には園長にしていこうというふうな道を、今、つけつつあるということでございますので、よろしく申し上げます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、将来的にはそういう体制をとっていくということではないでしょうか、わかりました。

あと、184ページの若草伽藍跡中門推定地の発掘調査なんですけれども、不用額として、その建物の解体撤去の費用を見込んでおられたけれども実際は執行されなかったところなんですけれども、今年度、また引き続き調査は進めていただけるということなんですけれども、これ、やはり調査をして出てこなければ、もうあの土地は整備をするという考えはもうないということなんでしょうか。

○宮崎委員長 池田副町長。

○池田副町長 仮に出てこなかったという前提でございます。もう出てこなかったら普通の、もう、土地となってまいりますので。ただ、今、宿泊施設の誘致の関係もございませ、場所的にも。町の重点地域になっておりますし、あの建物に、やはり非常に古民家でもありますので、やっぱり興味を示しておられる方もおられますので、その方、民間の方があの土地と建物を活用して、やはり何らかの宿泊施設に活用されるのが一番ベターだとは考えております。町のところは、今、あの土地を買収してどうこうというのではなくて、やはり民間の方が活用されるというのが一番ベターだと考えております。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 前年度の調査では、中のほうに廃棄物が埋まっていた、当時の地層がなかったようにちょっと伺ったんですけれども、それをさらに範囲を拡大すると、可能性としては。今のあの現行の建物が建っていないところを今年度調査されるという理解ですかね。そうすると、調査できる範囲もちょっと限られてくるのかなと思うんですけど、そのあたり、どうなんですか。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 今年度の法隆寺若草伽藍跡中門推定地の調査についてでありますけれども、建物はそのままということで行いますので、調査地の母屋の南側の、今年度は空閑地を利用してですね、そこで南門等の遺構の有無などを確認したいと思っております。現在、その発掘調査中でありまして、きょうの現在では、まだ遺構等は出てきていないという状況でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 前年度の調査の面積と、今年度、じゃあ、拡大する調査の面積、どのぐらいなんですか。

○宮崎委員長 面積、わかる。

中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 約ってところになりますけれども、昨年度は約50平米について

調査をいたしまして、今年度につきましては20平米程度の調査になる予定でございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 調査を実施した後、建物を解体して何らかの活用をっていうことを考えておられたのかなと思うんですけれども、今の段階では状況を見守るしかないのかなと思いますけど、やはりすごく、法隆寺のすぐ近くのいい場所なので、何らかの活用が図られたらいいかなというふうに思っています。

あと、次、同じく185ページの日本遺産の認定なんですけれども、毎年、聖徳太子の太子道を訪ねる催しを法隆寺のほうで企画されて、道を歩いて、各自治体の方も協力してって催しをされて、太子道盛り上げてこられたと思うんですけれども、私も3回歩いたことがありまして、非常に周辺の自治体の方々が歓迎してくださって、聖徳太子が歩いた道だっということ盛り上げてくださったんですけれども、脱退したことによって、そのあたりの今後の太子道そのものに対する評価がどうなのかなとか、そのあたりをすごく心配するんですけれども、今のところ特にそういう影響とかは聞いていらっしゃいませんか。

○宮崎委員長 清水教育長。

○清水教育長 太子道そのものについてはですね、前も町長から説明ありましたように、法隆寺というのが世界遺産に登録された以降についてですね、当時の管長さんがいろいろ、こう、設定をされて、やっていって、それから今までずっと続いてきているということでございます。お寺の行事として2月と11月に、命日の日にですね、太子道を巡る集いとして、毎年何百人か参加されておりますけれども、今回、日本遺産登録から外れたからといって、そうした催しそのものはなくなるし、周辺の自治体についても、それについては協力していくという姿勢については変わらないということでございます。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 2つのコースがあって、橿原市のほうに行くコースと。

(「明日香です」と呼ぶ者あり)

○平川委員 明日香。すみません。コースと2つあって、明日香のほうに向かうコースのとき、両方ですかね、町長も出席されて、そういう太子道を盛り上げる催しにも参加していただいていたと思うんですけど、そのあたりの姿勢については変わらないということですか。町長ご自身。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう、法隆寺さんは太子道として、毎年2月22日と11月22日には必ず明日香と。最初は叡福寺の太子町へ行かれて、そして11月は明日香へ行かれるというコースでございますから。

ただ、これは、問題はね、結局太子道そのものが、私はちょうど高田、その当時の管長さんが私に対して、とにかく斑鳩町と大阪の太子町と兵庫県の太子町の友好姉妹を私は考えているということで、友好姉妹をさせていただいたんです。その次は、法隆寺としては、全国の荘園ある荘園をお寺へ一遍招待して、そこで催しやっていくと。しかし、もうこれは1回限りで、あとは将来町がやられたらどうですかという、高田良信さんから、私は管長から聞いていますし、この太子道についても、管長は、私はやっぱり平群の信貴山とか、あるいは三郷の立野とかいうところに四天王書かれた関係もあるから、実際、この道が明日香まで行くのに、結局安堵、川西、三宅、田原本を通して行ける一番簡単な道やということで、来やすいと。そして、こっちのほうは、龍田新宮からですね、龍田神社から王寺町の達磨寺のところをずっと通って、それから香芝、そして太子町へというコースでございますから。太子道そのものについては、やっぱり広陵の百済とかいうような関係もありますから、そういうことは、今、考えず、ただ、そういう道を私は、法隆寺としてはそういう企画をしたいということから始まったわけですし、今現在も、ずっとこれは続いていますけども、恐らくまた11月22日もこの明日香の橋寺へ向かって、この太子道は行かれると思いますし、これはもう当然のことだと思いますし、お寺はお寺として1つはやっていきたいということでございますから。

○宮崎委員長 平川委員。

○平川委員 非常に周辺の自治体の方々とか、あと、住民の方々も、法隆寺のお寺の僧侶の方と関係者の方、すごい人数で連ねて、11月22日と2月22日、太子道を歩いておられる、そこに私も参加させていただいて、非常に聖徳太子の思いをたどる道だということのを思いながら歩いていたので、日本遺産から脱退するって、非常に残念に思っています、やはりその思いを応援してくださっている自治体さんとか住民の方々の思いをこれからも、日本遺産に認定されなかったとしても、太子道として継続していただきたいなというふうに思いますので、やはりそのところも、町としても支援はしていただきたいなと思いますので、要望させていただきます。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 今も言うていますように、太子道はこれからもずっと続きますから。法隆寺さんは、そういう催しは、2月22日と11月22日には必ずされますから。

○宮崎委員長 よろしいですか、ほか、ございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 167ページ、172ページに、それぞれ小学校、中学校、校務用のパソコンの更新をされたとありますけれども、この、セキュリティーを順守するっていうことで、教職員の皆さんや事務員の皆さんに、セキュリティーを守るっていうことの研修等はされておられますでしょうか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 情報セキュリティーの管理につきましてはですね、県の教育委員会主催による研修であるとかですね、あと、町の教育委員会におきましても、各校園長会などを通じてですね、情報セキュリティー、USBの管理等々ですね、日々指導しているところでございます。以上でございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 お願いします。まずは189ページですけれども、文化財活用センターのこの報告の中に、上のほうですけど、藤ノ木古墳の武器・武具展っていうのの図録、その下にも年報第6号ってなっていますけれども、制作部数が500という、どちらも500ということで、この金額を割り戻してみると、1冊が四百二、三十円っていうところですけども、この活用っていうのは、どうなんでしょうか。おいでになった方ですか、ほかのところに置いておいて自由に持って帰っていただくとか、そういうようなことなのか、その活用の分で、冊子の、余分というか、余りのようなものっていうのがどうなのかという、その辺を教えてください。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 まず、藤ノ木古墳の武器・武具展のほうの展示図録でございますけれども、こちらのほうは、特別展を開催いたしまして、その図録でございますが、これは、一般の方にですね、販売を目的で、1冊500円ということで制作をしたものでございます。

もう1つの斑鳩文化財センター年報第6号っていうのは、この文化財センターの平成27年度の文化財のいろいろな取り組みについて書いたものですけども、こちらについては、関係機関でありますとか、送付用として作成したものでございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 後の年報っていうのは配布をしたということですね。そうしたら、特別展のは

特別展のときに販売をされたってということですけど、500して、どのくらい売れたんですか。

○宮崎委員長 中原始業学習課長。

○中原始業学習課長 この特別展の期間中だけではなく、現在も販売しているところですけども、販売数としましては100冊程度でございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 もうちょっと売れているの、売れているというか、配布なったのかなと思ったけど、100ってというのは残念な数ですね。今後まだ、もちろん特別展のときだけでなくて後のときにも十分活用できるということでしょうから、有効に使っていただきたいと思います。このことについては、それで結構です。

続いて、よろしいですか。

○宮崎委員長 小城町長。

○小城町長 考えていただきたいのは、この藤ノ木古墳が昭和60年に発掘されてから、このブームはですね、もう間もなくそういうものが出てきたときに、結局、資料館をつくれと、もう議会からもやかましく言われたんです。しかし、資料館はつくらなかったんです。結局、時期が来て、周辺にやっぱり何かを、文化財センターをつくらないかんということで、法務局の跡地を払い下げていただいて、そして、横、土地を買って、経費を安くして文化財センターをつくった。その1つの目的は、必ず藤ノ木古墳が国宝ですから、出ているものは。国宝ですから、もう国のものですから。それをやっぱり年に1回は必ずあの文化財センターへ里帰りするということも、私は文化庁の関係等をお願いしていたんです。だから必ず帰ってくるということで、そしてそのときにやっぱりその冊子をつくって、たとえ400円でも、500円でも売ってということで。そしてまた文化財、藤ノ木古墳の一般公開あります。そこでも必ず売っているわけです。そうしたら、61年か62年ぐらいに出ている藤ノ木の冊子でも、やっぱり遠くから来られて、やっぱりそれを買わはる人がおられるんです。だから100冊が少ないとか多いとか違って、やっぱりそういうものを努力しなかったらいきませんから。

1つの基本は、やっぱり藤ノ木古墳、これだけのものが出たものを、国宝になっているものを、やっぱり里帰りするってということで、ずっとこれをやっていたんです。これ、新しくできてね。そういう努力をしながらですね、私はやっぱり、全国的にこの藤ノ木古墳が昭和60年から発掘されて出たものが、ずっと続いているわけですよ。あれ、高松塚やったらもう瞬間的に大きな問題が降ってですよ、あれもそんな、かなりの金をあ

げているんですよ。松下記念財団から10億出したり、切手を発行して、やってですね。それで結果的には、カビが生えたとかいろいろなこの議論もされていますけども。この藤ノ木はずっと続いているんですよ。毎回、一般公開したら、必ずやっぱり1,800人ぐらい来られるんですよ。これほど全国から来られるということは、やっぱりこれだけの関心を持っていただく、それはやっぱり地元の、斑鳩の方々の、住民の方々がこういう藤ノ木を守っていくっていう姿勢があるからこそ私はできていると思いますので、これからもやっぱり里帰りというものを1つのあれとしてですね、頑張っていきたいと思っています。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

教育委員会のところでどうしても申しあげなければならないことは、やっぱり小中学校30人学級の制度が35人、一部35人学級になったっていう、後退したことです。今、藤ノ木古墳のことをちょっと言ってくださいましたけど、斑鳩町民としては、藤ノ木古墳が斑鳩町にあるって大変誇りに思っている、皆さんに自慢できることだと思います。30人学級が実現したときには、斑鳩町の学校教育は30人学級なんやでって言うて、やっぱりすごく誇らしい気持ちになって、どんなにいいかっていうことをやっぱり周りに示していったと思うんです。それが後退したっていうことは、大変残念に思います。ぜひとも、くどくど言いませんけれども、戻していただきたいっていうことを、常に検討していただきたいと思います。

続いて、お願いします。人権研修について、お伺いをします。これはね、あちこちにページがわたっていますので、まずは教職員の方、小学校、中学校、それから幼稚園の教職員の方の研修の欄に、人権教育研修というのがそれぞれあります。小学校が167ページ、中学校が172ページ、幼稚園が177ページに同じような表がございまして、各種、校長研修であるとか教頭研修というのに並んで、人権教育研修という欄があります。それぞれ、先ほど言いましたように、小学校は140回で延べ409人、中学校は75回、延べ189人ですね、75回の189人、幼稚園は36回の74人っていうのがここに報告があるんですけども、ちょっとこれはどのような研修で、この数字のカウントの仕方っていうのは、どんなことでカウントされているのか、教えていただきたいです。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 この、学校、幼稚園で実施していますこの人権教育なんですけれども、まず、内容につきましては、どちらかといえば道徳的なことを研さんするというような内容になっております。例えば人を思いやる心であるとかですね、いたわる心、感謝する気持ちとか、そういったことをですね、やはり、それらを子どもたちに身につけさせるという技量を身につけるために行っている道徳的な内容でございます。ある特定の団体ですね、その考えとか、そういったことを身につける場ではございません。

実施回数につきましてはですね、当然、県の主催する研修もあれば、そういう地域、ブロック単位ですね、このあたりで言いましたら生駒市、生駒郡等がですね、1つのブロックになった研修であるとか、あと、学校の中でも校内研修をやっておりますので、そういった実施回数の積み上げがここに表示させていただいております。以上でございます。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 私、数を読み上げました分、そうしたらこの、1年間に、小学校140回、中学校が78回、幼稚園が36回、この全部足した分のっていうのをどんなふうに。今おっしゃったように、人数でなくて回数で載っていますでしょう。これはどう、ほかの、人権研修以外にも大きな数字のところあるんですけども、そういう、何かすごい大きな数の回数になっているのでね、何か数え方に、私たちがわからない数え方があるのかなと思って。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 先ほど申しあげましたようにですね、さまざまな研修がございます。その研修でも、例えば、シリーズじゃないですけども、第1回、第2回、第3回というふうにですね、その個々のですね、実施した回数の積み上げをここに集計したものとということでございます。

(「1年間ですね」と呼ぶ者あり)

○安藤教委総務課長 はい、1年でございます。はい。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ちょっと何か、数としてはそれだけ本当に、何か、ちょっと想像できないような数なので、延べ人数はわかりますよ、たくさんの方が行っていただいた。でも、この回数っていうのがあまりにも、年間に、足しただけでも随分の数になるのが、それだけ開催されているかというのと、もう2日に1遍ぐらゐの感じでなっていますでしょう。それでどうなのかなと。同じ日に行われて、中学校、小学校、幼稚園、同じ日に参加され

ているってということもあると思いますけども、一番多いのは140回というのがありますのでね、それでも140回、1年に140回の研修をこなすというのは、ちょっとすごい大変な、ちょっと想像できない数なので、今でなくていいので、ちょっとリストをいただけたらと思いますので、お願いをします。

続いて、お願いします。その人権教育、それはいいんですけども、179ページに町での人権セミナー6回で延べ656人っていうのが載っていますが、この小学校、中学校、幼稚園のそれぞれの科目のところと同じ教職員の人権教育関係負担金っていうのが、それぞれの小学校、中学校、幼稚園から支出されているんです。小学校が46万円、中学校が30万7,000円、幼稚園で2万7,000円っていうこの負担金が支払いがされていますけども、これは、それぞれ相手先、支払先をちょっと教えていただきたいです。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 この負担金なんですけれども、研修を実施するときにはですね、例えば資料を作成したりとかですね、あと、会場を借りたりする費用というのが、当然かかってまいります。それを、例えば生駒郡人権教育研究会というようなですね、そういう研究会を立ち上げて、それぞれで研修されていたりをするので、ですから、そういう活動への負担金として支払いをしているというような内容になっております。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 すみません、遅くなって。

町の人権教育研究会には13万円の支出がありますし、少し性質違いますけど、人権教育協議会ですか、にも43万4,276円っていうふうに支出されているので、これは斑鳩町の方ですけど、じゃあ、今おっしゃった分については、郡であったりとか県であったりとかの負担金という意味ですか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 学校のですよね、人権研修にかかわって、今、言いましたように、郡のですよね、教育研究会であるとか、またもう少し大きな大会に参加したりするときのですよね、参加費用であるとかですね、いわゆる学校にかかわっての負担金の支払いということで申しあげました。

○宮崎委員長 濱委員。

○濱委員 ということは、斑鳩町だけでなく、同じような市町村は同じような負担をされているということですね。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 はい、そのとおりでございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

小林委員。

○小林委員 3項目ほどありまして、164ページの学習支援の実施についてです。この実施状況の中の参加人数の人にですね、県がされている、王寺でされている事業にも参加されている人がおられるのかっていう確認と、また、県の学習支援の事業報告を見させていただきますと、近隣の市町村との連携が今後の課題であるというふうに事業報告を上げられているんですけども、県の事業として王寺でされていて、近隣の市町村にどのように情報共有、連携されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 すみません、その県の王寺でされている学習支援なんですけれども、そちらへ参加しているその利用状況については、申しわけございません、把握はしておりません。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 町のほうはですね、横の町の王寺のほうでこういう事業をされていますっていうご案内はされているんですか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 県の取り組みはですね、いわゆる生活困窮者を対象とした取り組みだというふうには把握はしております。ですので、相談等があればですね、そういう制度もあるということのご案内はさせてもらっております。

○宮崎委員長 小林委員。

○小林委員 ということは、今までそういう相談がなかったということで理解をさせていただきます。

続きまして、173ページの特別活動の推進について、部活動のほうでですね、外部指導員に対する報酬とですね、教員に対する報酬の金額、ちょっと教えていただきたいと思います。

といいますのも、予算の関係でですね、来年度、報酬がですね、外部指導員の報酬と教員に対する報酬がアップされた。それとですね、報酬の支払いの要件が緩和されたので、次回の予算委員会の際に参考にさせていただこうと思って聞きましたので、また資料等がありましたら。

- 宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。
- 安藤教委総務課長 今年度ですね、状況でございますけれども、1時間当たり2,650円ですね、これを奈良県のほうが支給をしております。
- 宮崎委員長 小林委員。
- 小林委員 教員の方がですね、部活動の指導をされるときに報酬があると思うんですけども、それについての金額っていうのは、まだわかりませんか。
- 宮崎委員長 清水教育長。
- 清水教育長 特に、教員がですね、部活動の指導するについて、別途報酬っていうことじゃなくて、手当をですね、以前、幾らやったかな、月二、三万程度だったと思うんですけど、そんな高くなかったかもわかりませんが、若干出ているといったことはございます。報酬じゃなくて、活動の手当てみたいなもの、それは何時になろうと、土日関係なく、月一律何ぼということで、3万円程度だったと思うんです。はい、すみません。
- 宮崎委員長 小林委員。
- 小林委員 報酬と手当を勘違いしてしまして、すみませんでした。
- すみません、今さらなんですけど、それって町費ではないんですか。把握していないんですかね。手当として、各顧問の先生が、大ざっぱに月二、三万ぐらいの手当てを受けとっているっていうぐらいの感覚で把握をされているということでもいいんですか各南中、斑鳩中の顧問が年間どれぐらいの手当てを受けとっているっていうふうな。
- 宮崎委員長 清水教育長。
- 清水教育長 詳しい内容については、改めて、調べて報告をさせていただきます。
- 宮崎委員長 小林委員。
- 小林委員 最後にですね、180ページの野外活動センター利用の支援についてなんですけれども、平成28年度、利用件数が5件ということなんですけれども、要項に基づいた、1、2、3項目がありますけれども、この5件はですね、各要項の1、2、3のどれに当てはまるのか、ちょっと参考に教えていただきたいと思います。
- 宮崎委員長 中原生涯学習課長。
- 中原生涯学課長 28年度の野外活動センターの利用ですけれども、5団体ございまして、全てですね、研修等に行かれた交通費の経費として支出しております。
- 宮崎委員長 小林委員。
- 小林委員 公共交通機関を利用された場合、貸し切りバスを利用された場合、自家用車

を利用された場合っていうふうに分かれていますと思うんです。きょう、今回、お聞かせいただきたいのはですね、この制度が始まったときにですね、ちょっとどこかに行くときの貸し切りバスの金額を参考に、その2分の1っていうことで、私もこの2分の1の上限の6万円っていうのは納得させていただいたんですけども、この制度が始まってもう5年が経過する、この5年の間にですね、その貸し切りバスの値段っていうのがですね、1.4倍か、すごく高額になったんです。そういうことを踏まえると、今まで利用されていた団体さんからどこか、もうちょっと利用料金の補助金を上げてほしいとか、そういうご相談はあったのかだけ確認させていただけますか。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学習課長 生涯学習課のほうでは、そのバスの金額値上げに伴い、そちらのほうの値上げをしてほしいというような声は聞かせていただいているところがございます。

○宮崎委員長 ほか、ございませんか。

小村委員。

○小村委員 169ページなんですけれども、学校教育の充実っていうところで、これ、今、私が言っているのは小学校費なんですけれども、中学校費も、幼稚園のところも、この学校教育の充実という項目の教材備品の額が少なくなっているんですけれども、これは、今現在のこの28年度のお金でもう事足りているっていうことで、29年度予算も同額ぐらい組んでいただいているっていう認識で、一応、確認のために、お願いします。

○宮崎委員長 清水教育長。

○清水教育長 この決算の金額について、例えば169ページの教材備品では、27年度と28年度、100万違う、差があるということでもあります。ここのはそうでありませけれども、絞ってきているっていうことでなくて、その年度、年度に、各学校、各幼稚園からの備品の要望がございます。その中で、全部が全部買えるわけでありませけれども、取捨選択はさせていただきますけれども、第一希望、第二希望等々、絞っていく中でのまとまった金額がたまたま安かったということでありまして、ことしはこれだけしか買わへんっていうことじゃなくてですね、希望によって、その年度によって違ってくるということでご理解賜りたいと思います。

○宮崎委員長 小村委員。

○小村委員 全体的にどこも、小学校も、中学校も、幼稚園も減っていたので、確認でさせていただきますんですけど、教材備品が欲しいって言うている中で削っているわけではな

いということで、ひとつ安心をさせてもらいました。

続いてですね、188ページなんですけれども、電子図書館サービス導入、180万ほどをかけて、初年度やから、少しお金、高くかかっていると思うんですけど、今現在の利用って、電子図書館サービスはどれぐらいの利用があるのかっていうのを教えていただきたいなと思います。

あと、29年度は多分これよりも、これ、導入時の値段だと思うので、180万円かかっていると思うんですけど、それ以降はどれぐらいの値段が毎年かかるのかっていうのも、あわせてお願いします。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学課長 まず、この電子図書館の利用の関係でございますけれども、直近、29年4月1日からこのサービスを始めさせていただきまして、この8月末の段階で、登録者数は178件の貸出数が472件となっております。これ、毎月、当初だけふえただけという形じゃなくて、毎月しっかり伸びてきておりますので、さらに啓発をさせていただきまして、この辺の、さらに、さらに登録者数、貸出数も伸びていくように啓発に努めてまいりたいと思っております。

それと、すみません、近隣図書館との比較といたしましては、奈良県では唯一、広陵の町立図書館がこの電子図書館のサービスをしているわけなんですけれども、広陵の図書館は平成28年9月の23日にサービスを開始され、そこから5か月間ですね、斑鳩町の8月末の、4、5、6、7、8と5か月分、同じ程度の時期を比較いたしますと、220件の貸出数でしたので、斑鳩町、472件ですので、広陵町と比較すると倍以上の貸出数が出ているところがございます。

それと、電子図書館システムの費用の件でございますけれども、28年度につきましては、トータルで180万3,563円という支出になっております。この内訳といたしましては。

(「29年言うてはるねやんか」と呼ぶ者あり)

(「いや、この内訳説明して29年言おう思っている」

と呼ぶ者あり)

(「まず29年言うたらええねんて。28載ったるわ、

ここに。だから、29年言うたらええねん」と呼ぶ者

あり)

○中原生涯学課長 29年度につきましては、導入費用っていうのはかからないわけでご

ございますが、そのサービス利用料としまして129万6,000円、電子書籍の購入部分につきまして、ほぼ同じ108万円の購入費用を予算として組んでいるところでございます。

○宮崎委員長 小村委員。

○小村委員 課長、今言いかけたの、28年度のこの電子図書館サービスの導入の180万も、これ、導入費だけじゃなくって、本の、書籍の購入の値段も入っておられると思うんですけど、その内訳も教えてもらっていいですか。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学課長 この180万3,563円の内訳でございますが、電子図書館システムの初期導入費用として75万6,000円と、電子書籍の購入費用といたしまして107万9,963円が電子書籍の費用となっております。

すみません、先ほどのシステム導入費用につきましては、決算額といたしましては72万3,600円でございます。

○宮崎委員長 小村委員。

○小村委員 電子書籍の場合は購入を、毎年、今、107万、108万っていうふうに、いわゆる書籍代と言っていいんですかね、データ代で導入されていますけれども、これは期限があって、例えば28年度に107万で買ったものは、もうずっと使えるっていう認識でええのか、それとも10年間とか、そういうものですか。その点、教えてください。

○宮崎委員長 中原生涯学習課長。

○中原生涯学課長 こちらのほうは、ずっとライセンスをもらえるという形でございます。

○宮崎委員長 小村委員。

○小村委員 公共の図書館というか、中で、電子書籍ってまだまだ普及していないように思うんですけど、毎年、毎年こうやって本を買っていく、それがずっと残っていくということで、書棚とかもね、要らないものなので、あとはこのサービス料が129万円、29年にかかっていますけれども、これとの、このお金をかけてどれだけの利用者数があるのかなというのをまた推移として見ていきたいと思いますので、また啓発のほう、お願いいたします。

続いて、すみません、173ページなんですけれども、情報教育の推進のところで、パソコン設置台数は変わっていないんですけども、予算が270万円ほど計上されているんですけど、これは、システム料なのか、それともパソコンを入れかえられたのか、

どういったものなんでしょうか。

○宮崎委員長 安藤教育委員会総務課長。

○安藤教委総務課長 これ、中学校のパソコンですけれども、ここに書いています、80台設置しておるということでございます。

この費用の内容でございますけれども、機器、パソコンのですね、保守に係る費用とですね、あと、パソコンのプロバイダー等の使用料、あと、消耗品等々に係る費用となっております。いわゆる維持管理の費用ということで、毎年、同額をですね、支払いしているということでございます。

○宮崎委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結いたします。

以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

これをもって、本日の審査を終了いたします。

あすは午前9時から再開いたしますので、定刻にご参集をよろしくお願いします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時44分 散会)